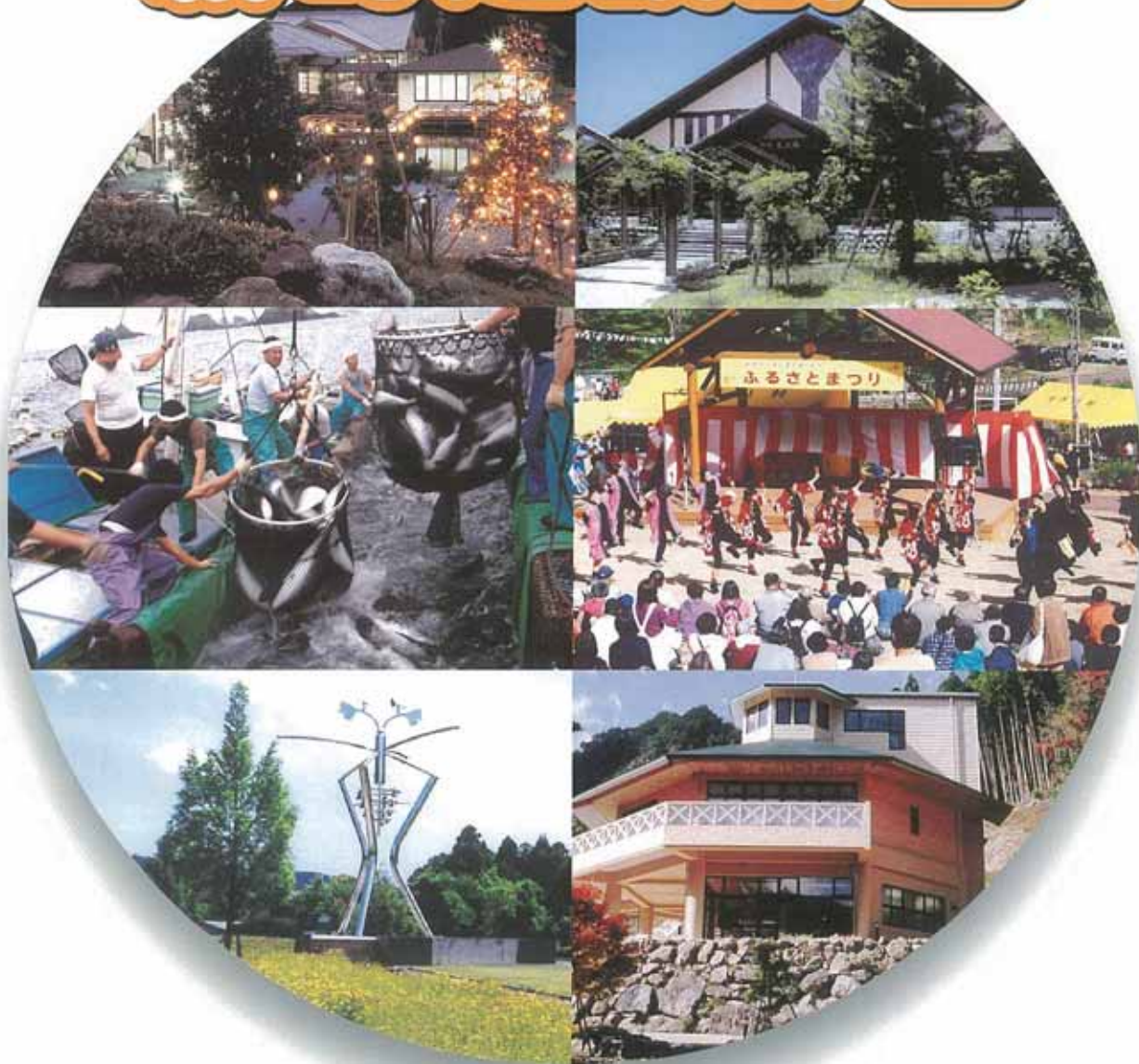


みんながいきいき、海・山・川を活かす、
幸福(しあわせ)まちづくり

新町建設計画



平成16年9月
大宮町・紀勢町・大内山村合併協議会

目次

第1章	はじめに	
	1-1 合併の必要性	2
	1-2 計画策定の方針	3
	1-3 計画策定の組織	3
第2章	新町の概要	
	2-1 位置・地勢および面積	4
	2-2 人口・世帯	5
	2-3 産業	8
第3章	主要指標の見通し	
	3-1 人口の見通し	10
第4章	新町建設の基本方針	
	4-1 まちづくりの基本理念	12
	4-2 まちづくりの基本目標	13
	4-3 まちづくり施策の大綱	14
	4-4 地域づくりの方向性	16
第5章	新町の施策	
	5-1 海・緑と清流を継承し、やすらぎを創造するまちづくり	17
	5-2 防災まちづくりの推進と安心・安全なまちづくり	21
	5-3 自然とともに思いやりのある健やかなまちづくり	26
	5-4 情報技術を活かした快適なまちづくり	31
	5-5 人・モノ・情報交流のまちづくり	35
	5-6 共生・挑戦・創造・自立するまちづくり	41
	5-7 地域を担うひとづくり	49
第6章	新町における三重県事業の推進	
	6-1 三重県の役割	55
	6-2 新町における三重県事業	55
第7章	公共的施設の総合整備	
	7-1 公共的施設の総合整備	57
第8章	財政計画	
	8-1 歳入	58
	8-2 歳出	59
	用語解説一覧	62



1-1 合併の必要性

私たちの地域は、JR紀勢本線、国道42号等の交通網を中心に強い結びつきがあります。また、時代をさかのぼれば熊野街道でむすばれた歴史があり、地縁血縁の濃い、一体感の強い地域としてともに栄えてきました。

近年の交通手段の高度化は、通勤・通学、買い物等の生活圏の拡大をもたらし、ケーブルテレビ、インターネットなどの情報通信手段の発達は、地域や時間を超え、日常的な交流をより活発化させています。これは、これまでの行政区域の枠組みを大きく越え、新しい時代の新しい自治が必要とされています。

平成12年4月に施行された地方分権一括法によって、住民に身近な行政は、市町村が主役となって自らの判断と責任の下に行えるように整備されました。市町村に求められる行政は、地域住民のニーズや地域の個性を活かした施策の立案や条例等の法制執務などが自ら行えるように、組織体制などを充実させることが大切となります。

市町村合併は、少子高齢化、財政危機などを抱えた現在、行政水準の維持、新しい行政需要への対応などについて、地域住民がこれからの自分たちの地域をどのようにしていくのか、自分の子や孫たちのために、いかに夢のあるまちを残していくのかを考え、真剣に議論していくことで、地方分権を実現し、新しい社会の仕組みをつくっていくためのものです。

大宮町、紀勢町、大内山村においては、人口の減少や高齢化が急速に進行しています。このため、今後、医療費や福祉ニーズが増大するなど、現在の町村の厳しい行財政等の状況では、適切な行政サービスを維持していくことが困難になっています。

3町村が合併し、生活圏と行政区域が一致することで、広域的視野に立った新しい事業展開や効率的で質の高い行政サービスを進め、この地域が一体となったまちづくりに地域と行政がともに取り組むことができます。3町村のそれぞれの個性あふれる資源を有効に活用し、一体となったまちづくりに取り組み、新しいまちをつくりあげることより、厳しい現状を乗り越え、一つになってこの地域の更なる飛躍を遂げることが求められています。

1-2 計画策定の方針

この計画は、新しい時代を展望した長期的視野に立つとともに、新町がこれまでの基本構想や国県および地域の計画との整合性を図りながら、速やかに新町としての一体性を確保し、新町としての一体感を醸成するために、新町の方向性を定めるハード事業だけではなく、ソフト事業も盛り込んだ計画となっています。

(1) 計画の趣旨

この計画は新町のまちづくりを推進するための計画であり、そのために必要な事業や財政的な計画を策定するものです。同様にこの計画は新町の総合計画にも受け継がれ、年次計画において推進されていくこととなります。

(2) 計画の構成

この計画は新町のまちづくりを進めるための基本理念や基本目標を実現していくための主要施策、公共施設の統合および財政計画を中心として構成されています。

(3) 計画の期間

この計画の期間は合併期日の属する年度及びそれに続く15ヵ年度としています。また、この計画は社会情勢や財政状況の変化などに伴い、所定の手続を経て、適正な見直しや変更を行うことができるものとします。

1-3 計画策定の組織

今回、先進的な試みとして、本計画策定にあたってはまちづくり委員会を設置し、3町村から選ばれた住民委員が中心となってまとめの作業が進められ、住民視点からのさまざまなアイデアが盛り込まれています。今後においても、地域住民が自分たちにとって住みよいまちづくりを進めるためには、住民の受動的な参加から、参画・協働といった主体的・能動的な行動を計画段階から組入れる仕組みづくりが重要になってきます。

そして、地域住民とともに連携・協働しながら、積極的かつ主体的に地域を担う人づくりを進めることが必要です。行政が情報を積極的に提供・公開するとともに広聴体制を整備し、住民と行政との協働プロセスの明確化を図ることが重要になってきます。

第2章

新町の概要

2-1 位置・地勢および面積

(1) 位置

当地域は三重県の中南部に位置し、東部及び南部は紀伊山脈の分水嶺を境として東部は度会町、南は南島町、紀伊長島町に接し、西部は宮川村、北部は宮川、大内山川を隔てて大台町と隣接しています。総面積233.54km²のうち約91%が山林で占められた地形は、全般に急峻で平坦部が少なく、耕地は宮川と藤川、及び大内山川に沿った地域に点在しています。



(2) 気候

比較的温暖な気候ではありますが、三重県内の他の地域と比べても降水量が多く、また、新町の山間部と海岸部では地勢による違いがみられます。

特に梅雨時期や、8・9・10月の台風シーズン、秋雨時期に多量の降水量があり、停滞前線等の影響を受けやすい地域といえます。

	気温（度）			総降水量（mm）
	年平均気温	最高気温	最低気温	
津	16.3	37.1	-0.9	1,251.0
紀伊長島町	16.0	34.4	-2.9	2,582.0

資料：津地方気象台「平成14年気象月報」

(3) 面積

合併した新町は、東西約24.8km、南北約26.3kmで、面積は233.54km²になります。

そのうち森林が全体の約91%を占め、逆に、農用地が約3.47%、宅地0.77%と狭小であり、また、海岸部を有しています。河川、森林などの自然と共生しつつ、限られた土地の有効利用を図っていくことが必要です。

■構成3ヶ町村の土地利用状況（平成14年10月1日現在）

	公有地	民有地								総面積
		総数	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	その他	
大宮町	68.15	32.53	3.30	1.39	1.02	—	25.76	0.53	0.53	100.68
紀勢町	53.58	14.55	1.29	0.63	0.50	—	11.55	0.17	0.41	68.13
大内山村	46.96	17.77	1.17	0.35	0.29	0.01	15.61	0.14	0.20	64.73
合計	168.69	64.85	5.76	2.37	1.81	0.01	52.92	0.84	1.14	233.54

単位：km²

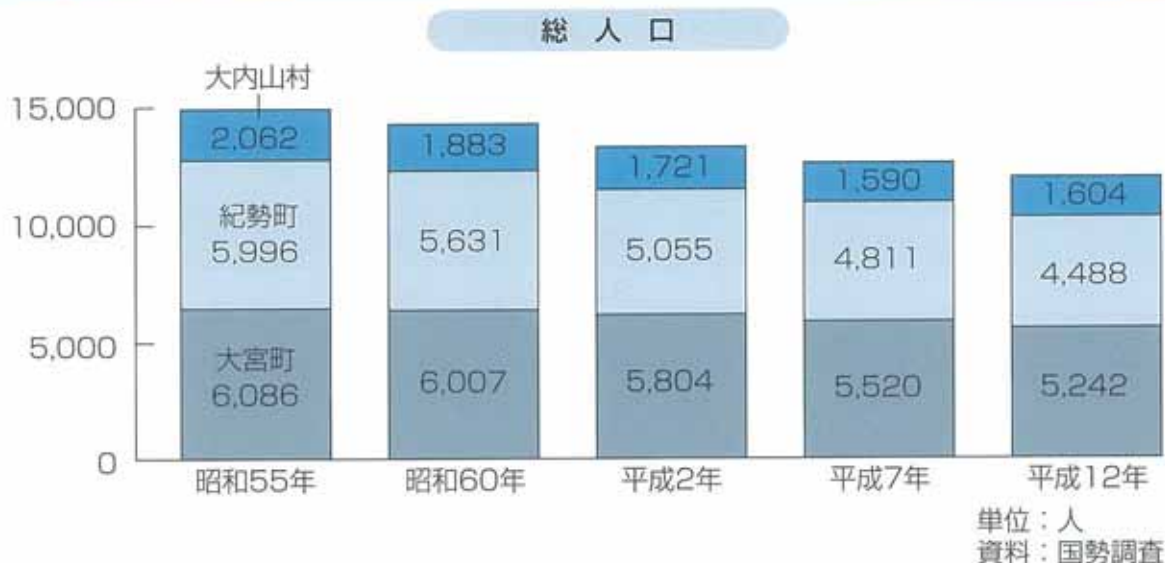
資料：三重県「県土利用に関する各種施策の現状と課題」より抜粋

2-2 人口・世帯

(1) 総人口

昭和55年の国勢調査時では、3町村合わせると14,144人あった人口も、毎年約1%ずつ減少し、平成12年の同調査では11,334人まで減少し、20年間で2,810人、19.8%の減少になりました。

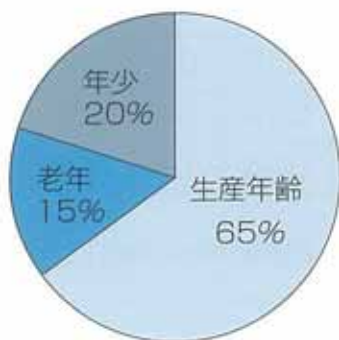
また、少子高齢化に伴う年少人口の減少と高齢人口の増加が、人口全体の減少と相まって、生産年齢人口が29.3%も減少しており、次世代を担う人材の確保と育成が新町の施策として急務となっています。



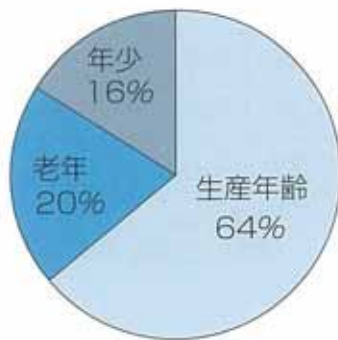
(2) 年齢3区分人口

昭和55年には生産年齢人口（15歳以上64歳以下）が総人口の約3分の2程度あり、年少人口（15歳未満）が高齢人口（65歳以上）を上回っていましたが、10年後の平成2年には高齢人口が年少人口を上回り、平成12年にはその差が拡大しています。このように新町の高齢化の進展は極めて早く、高齢化社会に対応した総合的な施策が求められています。

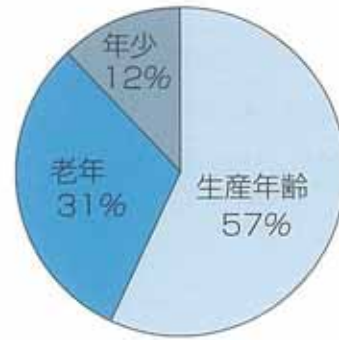
昭和55年 年齢3区分人口



平成2年 年齢3区分人口



平成12年 年齢3区分人口



資料：国勢調査

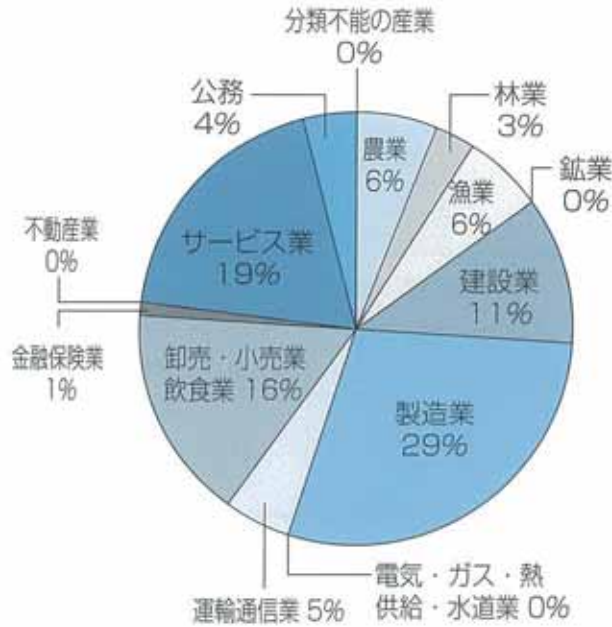
(3) 産業別人口

新町では建設業や製造業で働く従業者の割合が最も多く、平成7年では建設業11%、製造業29%、平成12年では建設業11%、製造業27%と全体の約4割を占めています。一方、第1次産業である農林水産業では、平成7年の農業6%、林業3%、漁業6%から同12年ではそれぞれ、5%、2%、5%と1ポイントずつ、その割合が下がってきています。

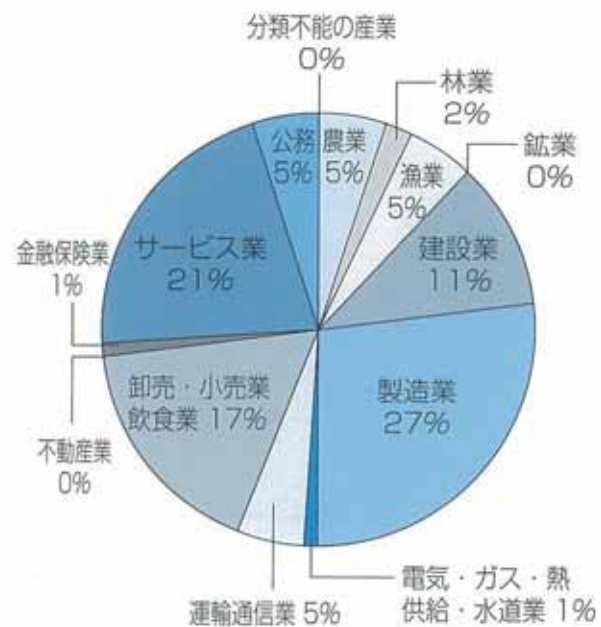
反面、第3次産業全体では平成7年には約45%が約49%への構成比をあげ、労働力の移動が第1次、第2次産業から第3次産業へ徐々にではありますが進んでいるといえます。

これにはさまざまな背景がありますが、農林水産業も含めて地場産業の振興や働く場の確保など、新町全体の産業の振興施策を早急に進める必要があります。

新町産業別労働力状態（平成7年）



新町産業別労働力状態（平成12年）

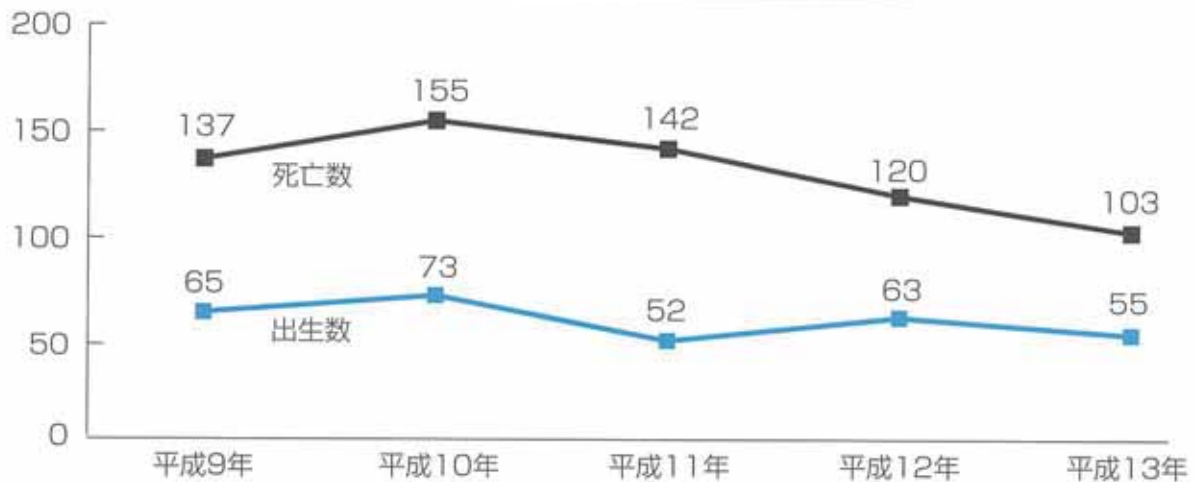


資料：国勢調査

(4) 人口動態

新町の総人口の減少は社会的減少（転入者数と転出者の差）にとどまらず、自然的減少（出生者数と死亡者数の差）においても顕著にできています。全国的な傾向ではありますが、出生率が下がっており、新町においても少子化をもたらしている要因に対する施策を講じる必要があります。

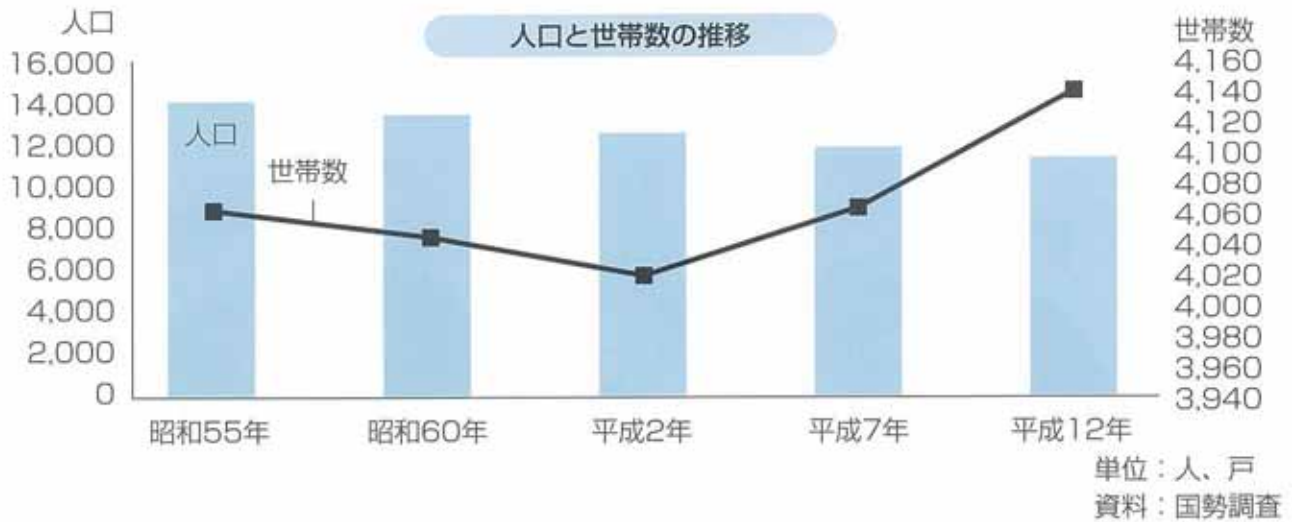
新町出生数と死亡数の推移



単位：人

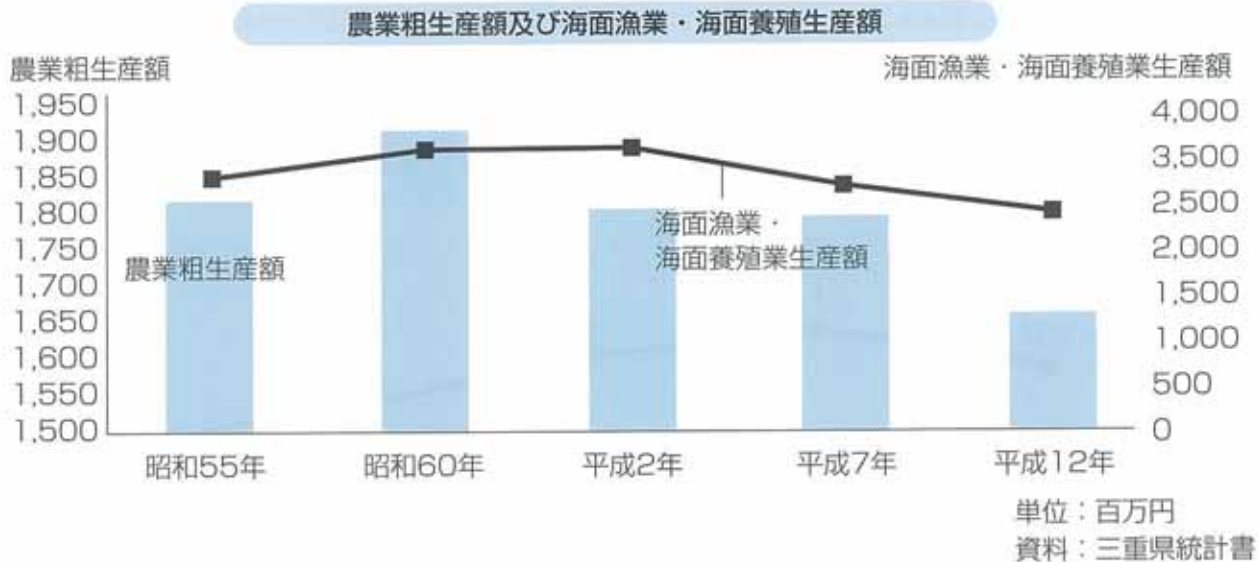
資料：三重県統計書

(5) 世帯



2-3 産業

第1次産業の農業粗生産額は昭和60年には一旦増加したものの、その後は減少傾向となり、昭和55年時点に比べて平成12年には8.7%、金額にして158百万円の減少となりました。同様に海面漁業・海面養殖業生産額も全体で12.2%減少し、金額にして375百万円減少しており、第1次産業全体の生産額では583百万円の減少になります。また、昭和60年からの減少傾向が平成12年には加速しており、離農対策や遊休農地・放置林対策および漁業の安定化対策が必要です。



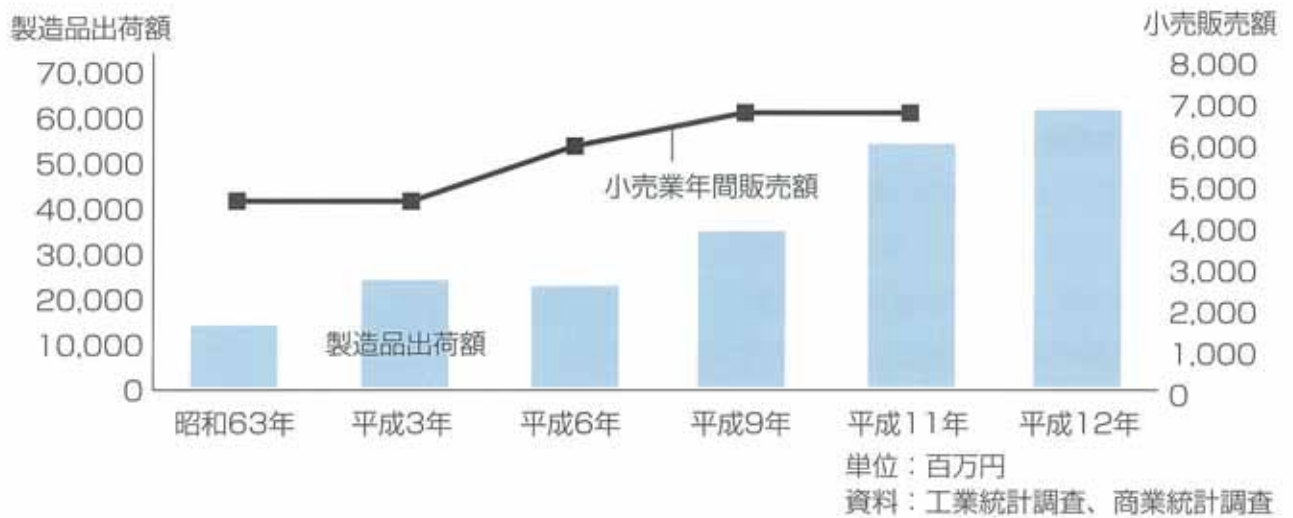
第2次産業の製造品出荷額については、高度成長期やいわゆるバブル期の工場進出、それに伴う家内工業等の出荷額の増加により、年々増加傾向を示していましたが、バブル経済の崩壊後は一時停滞、もしくは減少しましたが、平成6年頃から増加に転じています。しかしながら長引く地方経済の停滞と日本企業の海外への工場の移転が進み、空洞化の影響も懸念されています。

一方、ボーダーレスの国際競争時代でありながらも高付加価値なものづくりを行っている日本企業は国内にとどまり、工場適地を求めているような事例も見られます。

このような時代背景と今後の新町の産業、雇用の確保を求めるためには企業誘致や起業の促進などが必要です。

第3次産業の小売販売額については、平成3年から同9年まで上昇傾向をたどったあと、やや減少傾向にあります。今後の新町においては、交流人口の増加などの活性化が販売額を増加させる要因としてあげられます。

製造品出荷額と小売販売額の推移



第3章 主要指標の見通し

3-1 人口の見通し

(1) 人口の見通し

新町の推定人口は、平成12年の11,334人から20年後の同32年には7,980人まで減少する厳しい状況となっています。また、年少人口は現在の46.7%、642人まで減少し、逆に15歳から65歳未満までの生産年齢人口と65歳以上の高齢人口がほぼ同数程度となり、このままでは、高齢者比率が42.1%の高齢地域となるきびしい状況が推定されます。

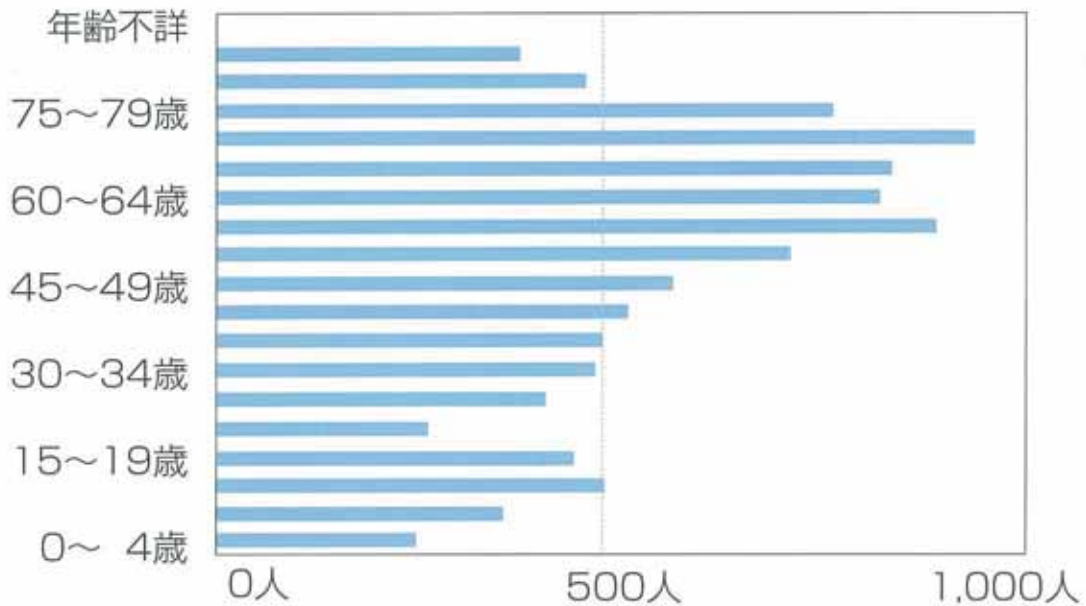


単位：人

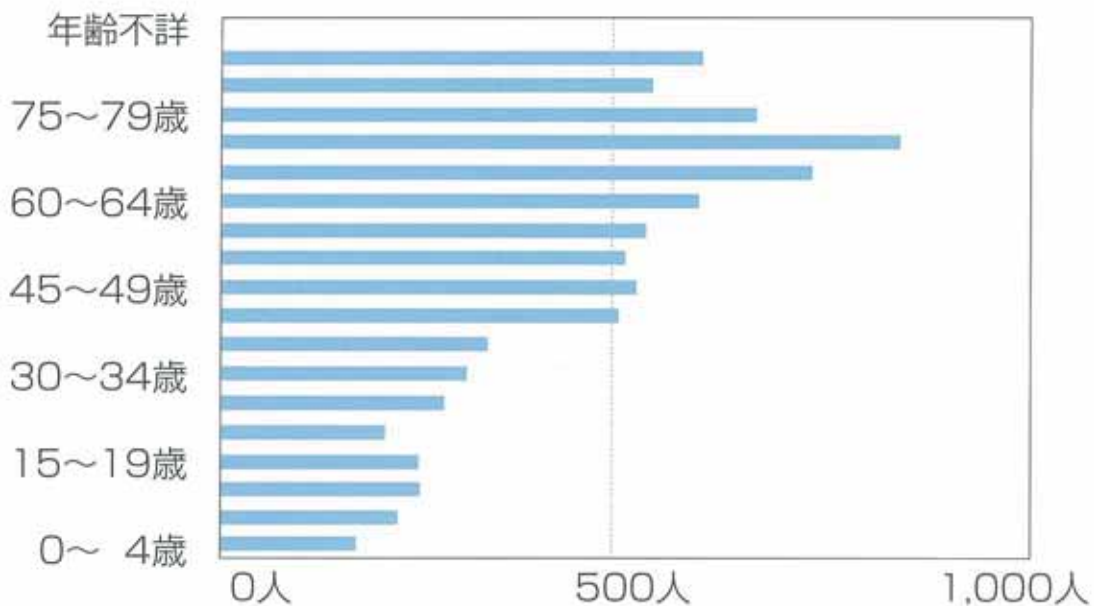
(2) 年齢別人口の見通し

年齢別の人口構造は、人口の絶対数の減少に伴って、ほとんどの年代で減少傾向となります。一方、高齢化の進行により75歳以上の人口については増加する傾向となります。また、年齢別の減少率をみると、5歳から9歳までの人口が54.0%の減少になり、0歳から19歳までの年齢別人口がすべての年代で50%を超える減少率となります。

年齢区分別人口構成（平成17年予測）



年齢区分別人口構成（平成32年予測）



第4章

新町建設の基本方針

4-1 まちづくりの基本理念

◆ みんながいきいき、海・山・川を活かす、幸福（しあわせ）まちづくり

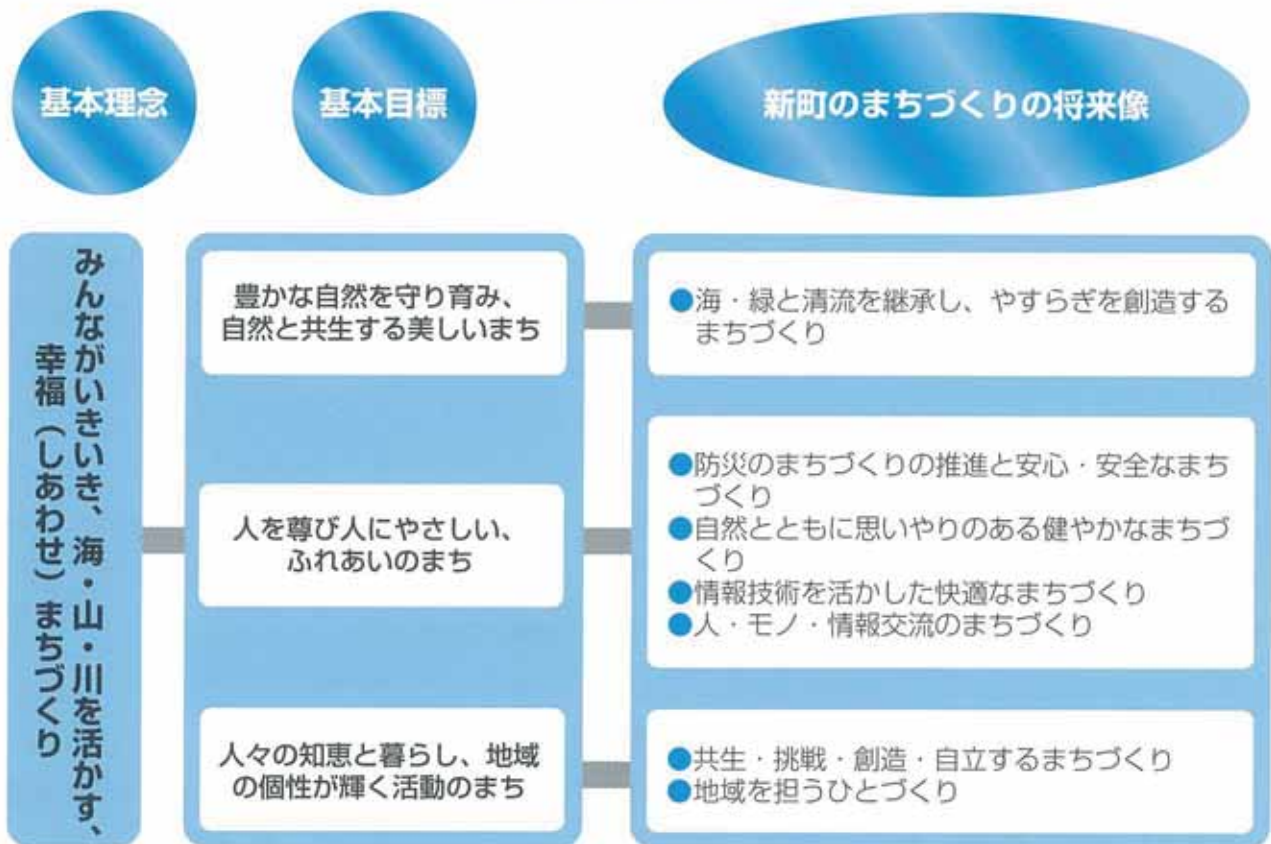
21世紀に入り、さまざまな社会潮流がみえてきました。とりわけ、個性豊かな地域づくりのために地域みずからが決定し責任を担う分権型社会の到来、少子化・高齢化の一層の進行と並行して人口が減少に向かう少子高齢・人口減少社会の到来、さらには、長期化する経済・財政の沈滞などの大きな流れは、私たちのまちづくりにも計り知れない影響を及ぼしつつあります。加えて、東南海地震等の発生予測、近畿自動車道尾鷲勢和線の整備など、私たちの身近な環境にも新しい重要な変化が生じています。

こうした事態の到来を正面から見据えつつ、地域の知恵と力を広く結集して新たなまちづくりを積極的に進め、21世紀の分権型社会に確固たる地位を確保することが強く求められています。このため、3町村（大宮町・紀勢町・大内山村）は合併を選択して、新しい地域振興・地域発展の枠組みを形成し、ともに新しい時代にふさわしいまちづくりを進めることとしました。

時代の大波の中にあって、新しいまちづくりに託す私たちの夢は、まず、子どもから高齢者まですべての住民が心身ともに健康で生きがいを持ち、互いに支えあい、いきいきと暮らしていけるようにすることです。また、新しいまちに広がるかけがえのない自然や環境、歴史や文化を保全・育成すると同時に貴重な資源として活用し、これらと共生していくことです。そうして、誰もが幸福（しあわせ）を実感し、住んでいてよかったと誇ることができるまちを築き上げたいと願っています。

そこで、私たちは、新しいまちづくりの基本理念を「みんながいきいき、海・山・川を活かす、幸福（しあわせ）まちづくり」と定め、これをキャッチフレーズとして、住民と行政が協働してまちづくりを進めます。

新町建設計画の体系



4-2 まちづくりの基本目標

海・山・川をはじめ、緑・花・空・星などの豊かな自然資源、古からの道・社寺・祭りなどの歴史や伝統、そして何よりも人情溢れる人びとのやさしくて力強い暮らし、すべてが私たちの誇りです。こうした営みを守りつつ、新たな価値を創出して次の世代に確実に受け継いでいくために、また、21世紀の分権型社会を担うために、私たちは新しいまちづくり「幸福（しあわせ）まちづくり」を進めます。「幸福（しあわせ）まちづくり」の基本目標は、次の3つです。

(1) 豊かな自然を守り育み、自然と共生する美しいまち

私たちのまちには、海・山・川をはじめ、緑・花・空・星などの豊かで貴重な自然に恵まれており、私たちの誇りとなっています。こうした自然を一層守り育てるとともに、私たちの暮らしの貴重な資源として活用を図り、自然との優れた共生を実現することによって、ほかでは見られない美しいまちづくりを進めます。

(2) 人を尊び人にやさしい、ふれあいのまち

まちの最大の財産は“人”です。まちに住み、まちを歩き交うすべての人びとについて、その人権を守

り、生活を守り、生命を守り、福祉を実現する一方で、私たちの自慢である厚い人情を大切に、これをまちづくりの大きな力にまで高めて、ハード・ソフトの両面にわたるやさしさとふれあいのあるまちづくりを進めます。

(3) 人びとの知恵と暮らし、地域の個性が輝く活動のまち

活力あるまちづくりの原動力は人びとの知恵にあります。古くからの知恵・新しい知恵、住民の知恵・行政の知恵などさまざまな知恵を皆が出し合うことを通じて、ふるさとでのいきいきとした暮らしを創造するとともに、それぞれの地域に根づいてきた生活・文化・伝統に一層の磨きをかけて個性豊かな地域づくりを進め、住民がそして地域がいきいきと輝き、躍動感に溢れる活動のまちづくりを進めます。

4-3 まちづくり施策の大綱

まちづくりの基本理念（キャッチフレーズ）に基づき、3つのまちづくりの基本目標を実現するために、まちづくり施策の大綱として次の7つの柱をたて、施策を展開していきます。

(1) 海・緑と清流を継承し、やすらぎを創造するまちづくり

豊かな自然環境は、わたしたちに与えられ引き継がれてきたかけがえのない財産であるとともに、貴重な資源です。これらを保全・育成して次代に引き継ぐ一方、適切な活用を図って、海・緑と清流を継承し、安らぎを創造するまちを実現することが課題です。

そのため、エコロジカルな視点や広域的な視点を重視し、森林・海浜・河川等の保全・整備、緑と花の空間の整備、人間性回復の場としての活用等を図るとともに、循環型地域社会の構築のための諸施策を推進します。

(2) 防災まちづくりの推進と安心・安全なまちづくり

まちづくりの基本は、住民の安全を守り、快適な生活の基盤を確保することにあります。大地震の発生と大きな被害が予想される今日では、まずもって、地震・津波に強いまちをはじめとする安心・安全なまちづくりが課題です。

そのため、総合的な地震・津波対策を緊急に展開するとともに、自然災害対策、交通安全・防犯対策、安全のための体制整備等を推進します。

(3) 自然とともに思いやりのある健やかなまちづくり

自然の豊かさとともに、人びとの心の豊かさがわたしたちの誇りです。これをいかし、少子高齢社会に積極的に対処するとともに、住民が健やかな生活を送ることができるよう、思いやりのある健やかなまちを実現することが課題です。

そのため、子育て環境整備のための施策、高齢者や障がい者にやさしいまちづくり、全ての住民の健康の増進と福祉の向上を図り、人権を守るための諸施策を推進します。

(4) 情報技術を活かした快適なまちづくり

情報通信技術（IT）の急速な進歩は私たちのまちにも大きな影響を与えるようになってきました。こうした中で、住民が直接恩恵を受けることができる「地域情報化」と行政における「行政情報化」（電子自治体化）を実現・進歩させ、情報技術をいかした快適なまちづくりを進めることが課題です。

そのため、まずは情報技術進展への対応として、IT活用のためのハード・ソフトにわたる基盤整備を進める一方、住民生活充実のための地域公共ネットワークの構築、産業振興等のための地域情報発信と受信の活発化、健康・福祉・教育・環境保全分野等への情報技術の活用といった施策を推進します。

(5) 人・モノ・情報交流のまちづくり

少子高齢化や人口減少、経済・財政の低迷等が続く中で、東紀州の玄関口に誕生する新しいまちの「幸福（しあわせ）まちづくり」のポイントは“交流と連携”であり、これからの時代のキーワードでもあります。さまざまな人、さまざまな地域、さまざまなレベルでの交流と連携を進めて交流人口を増加させ、ひと、地域、経済を活性化させ、ひいてはまちを活性化させるため、人・モノ・情報交流のまちづくりを推進していくことが課題です。

そのため、豊かな自然と人情をベースにした交流・連携、個性豊かな歴史文化をベースにした交流・連携のほか、新しいまちの地域内での交流、自治体間や都市との交流、国際交流などの広がりのある交流・連携を推進します。

(6) 共生・挑戦・創造・自立するまちづくり

新しいまちでは、豊かな自然を活用した自然産業を中心としながらも、ものづくりや観光などが存在し、また、近畿自動車道尾鷲勢和線のインターチェンジの整備も進められており、活力と魅力のある産業の振興を図る基盤ができつつあります。こうした強みや機会をいかして、自然環境と共生する持続的発展可能な産業の育成と地域経済の形成・活性化を図ること、共生・挑戦・創造・自立するまちづくりを進めることが課題です。

そのため、既存産業の連携の促進、地場産品ブランド力の強化・確立、新規成長産業の起業・誘発、歴史的文化的遺産や自然環境での生活体験をいかした観光の振興等の施策を推進する一方、互助の地域循環型経済構造の構築を目指します。

(7) 地域を担うひとづくり

「幸福（しあわせ）まちづくり」を進めるためには、従来にも増して、地域を想い、地域を担うさまざまな人材の存在が不可欠です。子どもから高齢者まで、さまざまな知識・能力・技能を備えた人びとの育

成を図る一方、人材の発見や活用を図って地域を担うひとづくりを進め、併せて、教育・学習や社会参加を通じて住民の充実感の創造・確保を図ることが課題です。

そのため、将来を担う子どもたちや青少年の学校教育・健全育成等の推進をはじめ、情報化や国際化に対応しうる人材の育成、歴史や伝統等をいかした独創的な地域学習の実施、さらには、高度専門的知識人や地域活動リーダーの育成などの施策を推進します。

4-4 地域づくりの方向性

4-4-1 土地利用構想等の策定

「幸福（しあわせ）まちづくり」を計画的に推進するため土地利用構想等を策定し、計画的に地域づくりを進めるとともに、住民等の関係者の指針とします。

土地利用構想にあっては、港湾などの海岸部、中山間地、山間地、平野部などの居住地等の地域ごとの現状と課題を把握し、個性と魅力ある土地利用やまちづくりの基本的な方向を定めて、行政はもちろんのこと、住民等の関係者の諸活動を誘導します。また、さまざまな地域課題の解決と新しい地域づくりのために、地域ごとに住民が中心となって地域別整備計画（仮称）を策定し、住民と行政が協働してまちづくりを進めるための基礎とします。

4-4-2 行政分権と住民自治の活性化

「幸福（しあわせ）まちづくり」を推進するため、地域住民の利便性の確保に寄与しうることに加えて、地域ができること、地域で決定し実行した方が効率的で効果的なことについては、地域で行う仕組みを目指します。

具体的には、まず1つとして、行政の分権の仕組みの採用です。概ね旧町村を単位に支所を設置し、総合的な窓口事務に加えて地域振興のための一部事務を担当します。

もう1つは、地域における住民自治面での強化・活性化に関する仕組みの採用です。従来の自治会等の住民自治組織の活動を踏まえつつ、さらにこれを強化・拡充するため、概ね旧町村を単位に新しい住民自治組織を形成し、地域における自治活動の活性化を図ります。

こうした2つの仕組みを形成し、相互が協力・協働することによって、新しいまちづくりがより強力に進められることとなります。

さらに、住民ニーズや新たな行政課題など高度化・多様化する行政需要に対応するために、柔軟で機動的な行政組織機構の構築が求められています。このため、適正な人員配置と、合併のスケールメリットをいかした戦略的な職員の配置を行うことが重要です。

第5章

新町の施策

5-1 海・緑と清流を継承し、やすらぎを創造するまちづくり

1. 自然の公園空間の整備・充実
2. 自然環境保全の推進・充実と循環型地域社会の構築
3. 快適で住みよい生活環境の整備・充実

私たちのまちには海と山と川の豊かな自然があります。新しいまちでは、総面積のうち約91%が森林です。この森林は「緑の資本」と呼べるにふさわしく、私たち住民やまちに生息する動植物に対してさまざまな貢献をもたらしています。緑の資本を活用することによって、新しい文化と産業を創造するための政策が私たちには必要です。新しいまちを「海・緑と清流を継承し、やすらぎを創造するまち」にする施策を推進します。

5-1-1 自然の公園空間の整備・充実

- (1) 森林公園の充実
- (2) 親水環境の整備・充実
- (3) 人間性の回復と文化的活動の場の提供・整備
- (4) 交流・ふれあいの場としての自然空間の提供・整備

私たちの貴重な財産であり、生活の場でもある自然を、環境保全や生態系に配慮しながら、誰でも気軽に訪れることができるように、自然の公園空間の整備・充実を進めていきます。

(1) 森林公園の充実

私たちのまちには人を育み生活を支えてきた自然環境・生活・風土・文化などがあります。各地域の自

然公園を整備・拡充することは、地域を構成する重要な資本として、地域社会に恵みをもたらします。地域の自然全体を公園として位置付け、すべての人びとが気軽に訪れ、安心して楽しめるようなバリアフリー化やユニバーサルデザイン（※1）化を進め、遊歩道、自転車道の整備を図ります。また、地域の自然環境や風土に合った植生にも配慮し、自然観察などができる教育の場や町内外の人びとの交流の場として整備していきます。このような公園の整備・拡充を通じて、自然豊かな私たちのまち全体を自然公園のような「生態型博物館」として新しいまちづくりを進めます。

（2）親水環境の整備・充実

新しいまちには宮川・大内山川・藤川・奥川などの河川や海辺など、春夏秋冬を通して住民に潤いを提供し続けている親水環境があります。

海辺や河川敷は子どもたちの遊びや教育の場であると同時に、大人にとっても釣り・カヌー・キャンプ等のレジャーを楽しむ公共空間としての役割を果たしています。海辺では向井ヶ浜遊パークを親水拠点として町内外の人びとの憩いの場となるよう整備するとともに、河川敷や川辺りでは国の天然記念物に指定されているネコギギ等を保護するなど、目的別に親水エリアを設け、親水環境の整備・充実を図ります。

（3）人間性の回復と文化的活動の場の提供・整備

心を癒し、心身をリラックスさせる方法として自然とのふれあいがあります。すべての人びとが自然とのふれあいを気軽に楽しみ、体験ができるような地域自然施設の情報センターや案内所・滞在施設などを整備するとともに、自然への親しみや関心を促すような写真展や絵画展、自然観察会やマップ作成などの整備を充実していきます。

（4）交流・ふれあいの場としての自然空間の提供・整備

私たちのまちにある海や山は、魚や動植物の宝庫であり、環境学習の場として大切な役割を果たしており、将来世代にとっても大きな財産となります。その自然の恵みを生活や自然学習に活用できる里地・里山の整備充実を図ります。

また、学校教育における総合学習や海洋教室・森林教室など、地域内外の人びととの人的交流を促進するとともに、自然指導員等を養成し、地域住民が自然と共存できる交流・ふれあいの場を提供します。

5-1-2 自然環境保全の推進・充実と循環型地域社会の構築

（1）森林の保全対策の充実

（2）河川・海浜の水質浄化対策の充実

（3）循環型地域社会の構築

森林や河川、海浜の環境保全是私たちの生活のなかで、ごく自然に行われてきました。生活様式の変化やモノが充足したとしても、普段の生活行為が他の人・社会・環境に対して負の価値を生み出さないようにしなければなりません。そのため、森林・河川・海域を保全し、ごみをなるべく出さない取り組みを進めていきます。また、環境や美観を著しく損なう廃棄物の不法投棄が行われないように、監視パトロールに努めます。

(1) 森林の保全対策の充実

現状の森林を整備・充実することにより、地域を越えて地球温暖化対策に努めます。また、自然生物の生態系を保全するとともに、山から川、海への自然循環の大切さなど、住民意識の高揚を図ります。

(2) 河川・海浜の水質浄化対策の充実

生活廃水等による河川・海域の水質汚染を考慮して、下水処理や合併処理浄化槽の整備促進に努めます。また、河川・海域、自然生物の生態系を保全するとともに、自然に配慮した石鹸の配布など、身近な自然環境が意識され、保全につながるような仕組みづくりを行います。同時に、ごみの発生を抑制し、反復利用できるものは利用し、資源として再生できるものは資源として利用を促すなど、行政と住民の創意と工夫による取り組みを進めます。

(3) 循環型地域社会の構築

消費生活の豊かさは、反面では排出されるごみの量や質などに反映されます。生産・流通・消費までを考えていた社会から、廃棄の段階を含め、さらに廃棄から生産へと循環する循環型地域社会の構築は、私たちの子孫の代までが永続的に豊かな生活を享受していくためには必要です。

新しいまちでは、資源再利用システムの導入や環境にやさしいエネルギー（バイオマス・風力・水力）への取り組みを促進します。再利用可能な容器を用いるばかりでなく、生ごみなどの有機性廃棄物は堆肥化し、エコサイクル（生態的循環）構築のために大学や研究機関と提携し、環境専門職等の育成や普及啓発活動を行います。

5-1-3 快適で住みよい生活環境の整備・充実

(1) 住環境施設の整備

(2) ライフライン施設の整備・充実

(3) 生活環境の利便性の確保・充実

毎日の生活において、安全とともに快適さや便利さを享受することは、住民の基本的な願いです。近年は、生活環境の基盤となる施設のミニマム水準（必要最低限の水準）の整備が進んだといわれますが、よ

り質の高い生活環境を住民が等しく享受し、快適で住みよい生活が送れるよう整備を進める必要があります。特に、上下水道などのライフライン施設、住宅や生活道路、公園・緑地などの住環境施設の整備・充実を図り、さらなる向上を目指します。

(1) 住環境施設の整備

住民の快適な生活を支える住環境関連施設には、住宅のほか、身の回りの生活道路や近隣の公園・緑地、地域の集会所、さらには、保育所・診療所など多種多様なものがあり、適切な配置と整備が必要とされています。空き家・空地の活用促進や地域資源を活用したエコハウスや安全設備の充実した公共住宅の整備を図ります。

(2) ライフライン施設の整備・充実

上水道の確保や生活排水の適切な処理は、快適で住みよい生活の基盤であり、また、循環型社会構築には欠かせないものであります。新しいまちでは、こうした課題に対して、上水道については簡易水道を地域全域に普及することや老朽施設の改修等を図り、安全で安定した生活水の提供に努めます。また、生活排水については合併処理浄化槽や各種の下水道の普及・整備を図ります。

(3) 生活環境の利便性の確保・充実

住民の利便性向上のために、安全で利用しやすい町内及び町外区域への巡回バス等の導入を図るとともに、特定診療所の開設や専門科医（小児科・眼科・耳鼻咽喉科等）の派遣等にも努めます。

◆ 予定する主な事業

- 森林公園整備事業
- 合併処理浄化槽設置整備事業
- 公営住宅整備事業
- 簡易水道施設整備事業
- し尿・浄化槽汚泥高度処理施設建設事業
- 一般廃棄物最終処分場建設事業
- 自主運行バス整備事業
- 親水環境整備事業

5-2 防災まちづくりの推進と安心・安全なまちづくり

1. 総合的な地震・津波対策の緊急展開
2. 自然災害対策の拡充
3. 交通安全対策・犯罪防止対策等の住民安全確保対策の充実
4. 危機管理体制の充実・確立

まちづくりの基本は、住民の安全を守るとともに、快適な生活の基盤を確保することにあります。とりわけ、東海・東南海・南海の三大地震の発生が予測され、大きな被害が懸念される今日では、地震・津波に強いまちづくりが新しいまちにおける最重要課題の一つです。

地震・津波対策を核に、各種の自然災害に強いまちづくり、交通事故や犯罪などの社会的な災害からの安全の確保、さらには、安全なまちづくりのための危機管理体制の整備など、ハード・ソフトの両面から住民の安全を守り、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

5-2-1 総合的な地震・津波対策の緊急展開

- (1) 海岸部における津波対策
- (2) 平坦部における地震対策
- (3) 中山間・山間部における地震対策

昭和19年12月7日の東南海地震による津波のため、紀勢町錦地区では尊い命が失われました。大地震の発生が予測され、地震対策の強化が叫ばれる今日、かつての大惨事を二度と起こさないための取組みが必要です。また、予測されている地震の規模は極めて大きく、同様に中山間部・山間部、市街地においても周到な対策強化が必要になっています。

そのため、町内全域にわたって総合的かつ重点的な地震・津波対策を積極的に展開し、地震に強いまちづくりを進めていくことが緊急の課題です。さらに、備蓄倉庫の拡充なども推進していきます。

なお、過去の地震災害の教訓から、地域によって地震災害に対する行政・住民の意識が大きく異なっており、危険箇所などを明記した防災ハザードマップや防災意識を高める啓発パンフレットなどを整備し、全域にわたる対策の充実・強化を進めていきます。また、災害発生時の応急対応に備え、町内の建築、土木、電気、ガス等のさまざまな分野の技術者や専門家のネットワークの整備を進め、同時に、橋梁の耐震対策や公共施設、住宅等の耐震診断の実施と耐震化の促進を図り、安全で、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

(1) 海岸部における津波対策

東南海地震等の発生時、錦港では、最大で7メートルを超える津波の発生が予測され、津波対策の重要性が強く求められています。これまでも、錦地区においては、独自の津波対策を展開し、全国的にも注目されていますが、新たな地震発生の予測、被害想定等を踏まえ、防潮堤、避難施設等の防災対策（津波対策）の拡充・強化を図ります。

また、住民の安全で迅速な避難が重要である事を考慮して、避難システムの確立を目指した避難路・避難場所の確保、災害情報システム等の整備、災害弱者への対応等に取り組むとともに、安否情報の確認、被災者の受入体制などの整備を進め、避難訓練や防災教育・必要なマニュアルを整備することで防災意識の向上を図っていきます。また、観光客等が安心して訪れることができるように、必要な避難誘導標識や啓発パンフレットの作成を進めます。

(2) 平坦部における地震対策

平坦部の居住地における地震災害の特徴は、阪神淡路大震災の例を見るまでもなく、住宅・施設の倒壊と火災です。そのため、まず住宅や公共施設の耐震診断と耐震化、家具や塀、自販機などの転倒防止を積極的に推進します。さらに、火災対策として、個々の住宅・施設の耐火化を進めるだけでなく、空地・緑地の確保や地域防災施設・設備の充実や、地域の耐火化を図ります。

また、地震発生時には、町内全域にわたる、避難システムを確立するとともに、備蓄倉庫・防災施設の整備拡充を図ります。

(3) 中山間・山間部における地震対策

新しいまちでは、中山間・山間地域が大半を占め、危険な急傾斜地等も少なくありません。大地震時における急傾斜地の崩落等から住民等の生命・財産を守るとはもとより、交通・通信手段の確保のためには、危険箇所における地震対策を重点的に進める必要があり、急傾斜地崩壊対策及び補強工事や地域住民が日常から意識できるように危険箇所の標示看板等の充実を図ります。

5-2-2 自然災害対策の拡充

豊かな自然環境に恵まれた新しいまちにおいては、その分、台風や大雨、山林火災などの大規模な自然災害の脅威にさらされているといえます。こうした自然災害から住民の生命・財産を守り、さらには地域を守る、自然災害に強いまちづくりを進めていくことが必要であり、災害時に備えた道路、水道設備などライフラインの確保を図ります。また、海岸部の高潮対策や河川における洪水・増水に対応できるシステムの整備に努め、危険箇所等の監視体制の強化を図るとともに、治山、治水事業を推進していきます。さらに、防災的見地から森林の整備を進めるとともに、貴重な財産である山林を火災から守るため、監視体制や関係者の啓発活動を推進します。

5-2-3 交通安全対策・犯罪防止対策等の住民安全確保対策の充実

(1) 交通安全対策

(2) 犯罪防止対策

住民の安全を確保するためには、自然災害からの安全と並んで、社会的な災害からの安全を確保することも重要な課題です。特に今後は、高齢者の増加に加えて、交流社会の進展に伴う自動車や観光客など多様な人びとの流入の増加が見込まれ、これまで以上に、生活・社会面での安心・安全の確保に留意することが求められます。新しい社会の到来に適合した安全対策を展開して、安心して暮らせるまちづくりを図っていくことが必要です。

(1) 交通安全対策

現在の交通事故の状況は、件数こそ少ないものの、国道・県道の整備、近畿自動車道尾鷲勢和線のインターチェンジの整備とそれらに伴う交流圏・生活圏の拡大や交通量の増大など、道路・交通事情が大きく変化することが予測され、一方で、交通弱者としての高齢者の増加等もあいまって、今後ますます交通環境の悪化が懸念されます。そのため、歩道の整備や横断歩道、信号機の設置等交通安全施設の整備を一層進めるとともに、高齢者や子ども等を対象とした交通安全教育、ドライバーへの呼びかけ、交通安全運動等を積極的に実施し、ハード・ソフトの両面から交通安全対策を進めます。

(2) 犯罪防止対策

全国的に犯罪の多発化や低年齢化が進んでおり、防犯が重要な課題とされています。新しいまちにおいては、こうした懸念を解消するため、防犯体制の整備をはじめ、防犯活動、暴力追放運動等に積極的に取り組み、また、犯罪防止のため、地域ぐるみで監視することのできる地域協力体制（通報）の整備を図ります。

なお、暗闇の危険箇所においては、感知式の玄関灯や防犯ブザーの普及を促し、行政と住民が一体となって、犯罪のない安全で明るく住みよいまちづくりを進めます。

5-2-4 危機管理体制の充実・確立

(1) 消防団・水防団の育成整備

(2) 防災行政の確立・地域防災計画の策定

(3) 自主防災組織の育成・強化

住民の安全を脅かす事象は、大規模な自然災害や火災、交通事故、犯罪などにとどまらず、時として予

測しえない大災害が発生することもあります。こうしたさまざまな“危機的”事象の発生を予防し、また、的確に対処して被害の拡大を防ぎ、さらには、迅速な復興・復帰を図って、住民生活の安全を守るための総合的な危機管理体制の整備・充実が求められています。

そのため、広域消防との連絡体制を密にするとともに、民間組織のさらなる充実を進め、町内の危機管理体制の充実を図ります。また、災害時に必要不可欠な防災行政無線の整備・充実を図り、安全なまちづくりを推進します。

(1) 消防団・水防団の育成整備

消防団は、住民の生命・財産を守り、住民の日常生活の安全を確保することが重要な役割であり、また、大規模な災害・事故等に際しても、活動の要となるものです。しかしながら、近年における建築物の複合化や高層化、あるいは、地震時において要請される諸活動の量・質などは、消防力の一層の拡充を必要としています。

そこで、新しい時代にふさわしい消防の体制整備および施設や資機材の整備・充実を図り、消防・防災・水防活動の基盤を確立します。また、過疎化が進む中、消防・防災・水防等における重要性を考慮して、団員の確保や訓練の充実を図ります。

(2) 防災行政の確立・地域防災計画の策定

防災・安全の基本は、町行政にあります。国・県等の関係機関と積極的に連携し、また、自主防災組織等と一体になって、防災・安全行政体制「危機管理体制」の確立を図るとともに、庁舎等の防災機能の向上、職員の防災・安全意識の向上等に努めます。また、地域防災計画については、東南海地震等の予測といった新たな事態の登場もあり、住民と一体となって計画を策定します。

(3) 自主防災組織の育成・強化

日常レベルの安全から大地震時の防災まで、住民の安全を守る基盤は地域社会にあるといわれています。阪神淡路大震災においても、強固なコミュニティが形成されている地域ほど被害は少なくて済みました。そこで、区や町内会などのコミュニティを基盤とする住民の自主的な防災組織（シニア消防組織等）の育成・整備と活動の支援を積極的に進めます。また、住民の安全を確保するため、さまざまな活動を支援することとし、特に、災害ボランティアや各種団体等の活動を支援するとともに、連携・協力を進めます。これらにより、住民とともに安全なまちづくりを進めます。

◆ 予定する主な事業

- 地域防災計画策定事業
- 防災行政無線整備事業
- 消防資機材整備事業
- 防災備品等整備事業
- 消防防災施設等整備事業
- 公共施設等耐震補強事業
- 橋梁耐震補強事業
- 避難路・避難所等整備事業
- 災害情報システム整備事業
- 自主防災組織育成事業
- 河川護岸改良事業

5-3 自然とともに思いやりのある健やかなまちづくり

1. 健やかな子育て環境の整備
2. 高齢者・障がい者への思いやりのあるまちづくり
3. 高齢者・障がい者の社会参加促進
4. 健康増進施策の推進
5. 地域福祉の充実
6. 人権施策の推進

新しいまちは「青い海」と「緑の山や清流」の自然に恵まれた地域であり、自然の豊かさは心の豊かさをもたらし、子どもや高齢者・障がい者などに思いやりのある人びとを育てています。

その自然豊かな地域で思いやりのあるまちづくりを行うためには、子育て環境の整備、介護施設やバリアフリー設備の拡充および利用促進、社会参加の促進が大切です。また、みんなが健やかな生活を送るためには、保健・福祉・医療が一体となった自然とともに思いやりのある健やかなまちづくりを目指します。

5-3-1 健やかな子育て環境の整備

- (1) 地域子育て支援センターの整備
- (2) 少子化に対する施策の推進
- (3) 保育環境の整備

私たちのまちは過疎化が進み、また少子化という問題をかかえています。子どもの数が減るということは新しいまちを支える「人」が減ることを意味し、私たちの生活基盤や産業基盤を揺るがしかねない問題です。そこで、新しいまちでは住民と行政がともに少子化問題に取り組み、子育て支援や母子保健の充実など少子化を防ぐ対策を進めます。

(1) 地域子育て支援センターの整備

健やかな子育て環境を作るためには、地域住民一体となった子育てが必要です。各地域単位で子育て支援センターを整備し、地域全体での乳児から就学前児童の子育て環境の整備を行うとともに、基礎学力の形成や国際化といった異文化コミュニケーションなどの幼児教育や子育て支援サークル、学童保育等の子育て環境の整備を図り、並行して地域の教育水準のさらなる向上を目指します。

(2) 少子化に対する施策の推進

少子化への対応として、出産育児にかかる女性への負担の軽減を図るとともに、保健師による日常生活に関する相談や母親教室、家庭訪問等の支援を行い、また母親どうしの育児サークルなどを通じて地域における子育て支援体制の充実を図ります。

さらに、女性の社会進出をサポートするために、安心して子どもを産み育てることができる社会家庭環境や仕組みづくりを推進します。

(3) 保育環境の整備

保育園施設の整備・充実を図るとともに、一時保育、延長保育、休日保育などを実施し、保育環境の充実に努めます。

5-3-2 高齢者・障がい者への思いやりのあるまちづくり

(1) 啓発活動の充実

(2) 居住施設、公共施設の整備・拡充

(3) 社会福祉施設等の整備・拡充

私たちを取り巻く社会環境には、高齢者・障がい者などに対する「心のバリア」と自由に行動できない居住施設や公的施設等、さまざまな「バリア」が存在します。障がいのある人もそうでない人も、高齢者であってもそうでなくても、ともに暮らし、ともに生きる社会を作り上げていくことが必要であり、高齢者・障がい者への思いやりのあるまちづくりを目指します。

(1) 啓発活動の充実

年齢や障がいの有無などを理由とする「心のバリア」をなくすために、生活相談や、家庭訪問、介護教室、人権教室、講演会などを通じて、啓発活動に取り組むとともに、地域における高齢者・障がい者の支援や住民どうしの相互理解と交流を深めるため、一般住民、高齢者、障がい者、さまざまな弱者など、すべての生活者が生活の中で福祉を考え、参加しやすい心のこもった地域システムを創出します。

(2) 居住施設、公共施設の整備・拡充

誰もが安心して生活・外出できるような環境づくりを行うためには、施設面からのバリアフリーが必要です。公民館や集会所などの公共施設や個々の住宅内における階段や段差など、室内のバリアフリーの整備や、風呂やトイレなどの介護支援設備のための改築に対して支援を行うとともに、要介護高齢者や一人暮らし高齢者の防犯・防火対策の充実を図ります。また、道路や公的施設については、段差や階段を解消することにより、車イスや電動車イスなどを利用しやすいユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

(3) 社会福祉施設等の整備・拡充

行政の合理化や合併によって生じた余剰公共施設を利用して、さまざまな福祉サービスが行えるように、施設の整備・拡充を図ります。また、既存の社会福祉施設を含めてこれらの施設を各地区に配置し、民間活力を導入することによって経営の効率化を図り、利便性の高いサービスの提供に努めます。

また、地域地区単位で地域住民が主導で運営できる施設の整備を進め、「生活支援センター」「多機能型グループホーム」などの施設運営にかかる地域サポーターの育成を支援します。

5-3-3 高齢者・障がい者の社会参加促進

(1) シルバー人材センター及び福祉ネットワークの整備

(2) 高齢者・障がい者への対応

(3) 高齢者・障がい者サポート機関の充実と支援

(4) 在宅介護の充実

高齢者や障がい者の社会参加を促進するために、豊かな人生経験を活かせるような活動を支援し、その活動に対する「地域券」などの発行により社会との緊密な関係が保たれ、社会参加が促進されることを促すように努めます。加えて、働く意欲のある高齢者や障がい者の就業機会の確保やボランティア活動の参加を支援します。

(1) シルバー人材センター及び福祉ネットワークの整備

福祉・介護・地域づくりボランティア等団体間の連絡調整を行い、地域のニーズに対応した活動が実践できるようなシルバー人材センターの整備を行います。また新しいまちでは高齢者や障がい者の方で働く意欲があり能力のある方がたくさんいます。そのような方々にも福祉ネットワークに参加していただき、サポーターとしてサービスが必要な高齢者を支援できるような連携・ネットワークづくりを支援していきます。

(2) 高齢者・障がい者への対応

高齢者・障がい者が働く意欲や能力をもって社会に参加できるように、支援策としてのカウンセリングや「心の教育」を行います。

また、高齢者・障がい者が支援を必要とする項目を記入したカードを携帯することで、住民が日常的にサポートできるシステムづくりを行い、高齢者や障がい者に優しい思いやりのあるまちづくりを推進します。

(3) 高齢者・障がい者サポート機関の充実と支援

私たちのまちには高齢者・障がい者サポートの機関として、社会福祉協議会があります。社会福祉協議

会は福祉サービスを提供するばかりでなく、地域の福祉政策の啓発も行う機関です。社会福祉協議会による高齢者・障がい者の居宅生活支援や介護相談などの支援体制の充実を図るとともに、介護支援専門員や障がい者ホームヘルパーの充実など専門的な人材を育成していきます。

(4) 在宅介護の充実

寝たきりや独り暮らしの高齢者のために、介護手当や介護用品の支給などの充実を図り、家族介護者などに対する経済的・精神的支援を進めます。また、在宅介護支援センターを整備し、利用することにより、介護を受ける者とする者との心身の負担が軽減できるように努めます。

5-3-4 健康増進施策の推進

(1) 地域保健・医療の充実

(2) 健康増進施策の啓発・普及

私たちが安心して生活し、より楽しく人生を過ごすために、私たち自身が健康であることが必要です。私たちが健康な生活を送るために、日頃からみずからの身体のケアに努め、健康診断などを通じて病気の予防や早期発見に努めることが重要であることから、医療体制の充実と、情報提供・相談体制の拡充を図り、運動・栄養・休養の各分野で総合的に健康づくりに取り組み、質の高いサービスの確保に努めます。

(1) 地域保健・医療の充実

私たちのまちには、最新設備の整った中核医療機関がなく、救命率の向上を図るうえで、かかりつけ医から中核医療機関への搬送システムの確立が必要です。あわせて小児科医・眼科医等などの医療機関・医師の安定確保と広域医療体制の整備に努めます。

また、医院の誘致を進めるために、土地の確保、地域住民の協力、行政支援のワンストップサービスなどを行います。

(2) 健康増進施策の啓発・普及

ケーブルテレビを活用して、健康増進をテーマにストレッチ、健康講話等、健康を身近に感じられるような「健康番組」を放映します。また、各種検診や保健師の健康相談などの支援体制の充実を図り、健康で明るいまちづくりを推進します。

5-3-5 地域福祉の充実

(1) 地域扶助の整備・促進

(2) 福祉ボランティアの育成

社会環境の変化によって共働き夫婦が増加し、家族だけによる高齢者・障がい者の介護や育児などが困難になってきています。これからの地域福祉を進めるにあたり、若者定住やコミュニティの確保が不可欠であることから、自然等地域資源をいかした定住促進などの環境を整え、地域扶助の促進を図ります。

(1) 地域扶助の整備・促進

体力や能力のある高齢者によって介護補助や育児補助ができるような地域扶助の支援体制の整備・促進に努めます。また、自治会等の地域の各種団体や学生等の地域ボランティアグループなどを通じて、地域住民同士が助け合い、安心して暮らせるようなまちづくりを推進します。

(2) 福祉ボランティアの育成

社会環境の変化や高齢化が進み、家族だけによる高齢者・障がい者の介護や育児などが困難になってきています。そのためには地域ボランティアの育成などを通じて、地域福祉の充実を進めていく必要があり、多様化したニーズに対応できるよう、行政と地域住民が一体となってボランティア組織の育成・支援をおこない、子どもから高齢者まで積極的に福祉ボランティアに参加できる体制づくりを推進します。

5-3-6 人権施策の推進

すべての人が人格たる主体として尊重され、差別や人権侵害のない明るいまちづくりを推進するため、国、県、他の市町村、団体等との連携のもと、人権問題の相談・支援体制のより一層の充実を図ります。また、新しいまちにおいては、人権施策基本方針を遵守するとともに、男女共同参画の社会づくりを推進する具体的な施策の実施・充実に努めます。

◆ 予定する主な事業

- 子育て環境整備・支援事業
- 在宅介護支援事業
- 高齢者・障がい者福祉施設整備事業
- 地域保健環境整備事業
- 地方改善施設整備事業
- 中核医療施設の整備支援事業

5-4 情報技術を活かした快適なまちづくり

1. 情報技術進展への対応
2. 地域公共ネットワークの充実

情報技術の進展は、急速に住民生活のあらゆる分野へ広がりつつあります。

新しいまちはすでにケーブルテレビによる光ファイバー網が整備されており、この情報インフラの活用は、情報発信、行政サービスのみならず、福祉分野への活用、農林水産業や商工観光業への展開、また予測される東南海地震津波に対する防災対策には欠かすことのできないシステムとなります。

情報化による行政コストの削減、住民サービスの充実、環境への配慮をより一層推進し、すべての住民が情報技術を共有するために「みんなが主役の情報まちづくり」を目指し、使いやすい情報機器の配置や幅広い情報教育の推進により、情報技術が、いつでも、どこでも、誰でも活用できるシステムの構築を図ります。

また、住民が望む情報番組を提供することは、行政情報伝達のスピード化、住民と行政の架け橋、さらには住民同士の交流進展、NPOやボランティア活動促進など、さまざまな効果を得ることができます。このため、ケーブルテレビによる行政情報の積極的な提供に努めます。

5-4-1 情報技術進展への対応

- (1) ケーブルテレビ網を活用した行政情報の双方向の確立
- (2) 公共施設情報網の整備促進
- (3) 情報弱者の解消促進
- (4) 情報技術スペシャリストの育成
- (5) 情報セキュリティ対策の確立

(1) ケーブルテレビ網を活用した行政情報の双方向の確立

効率的、かつスピード化をいかした情報の受発信にケーブルテレビは欠かせません。そのためにも全世帯のケーブルテレビ加入を促進します。

また、光ケーブル網によるインターネットを利用した情報通信の双方向化を確保し、いつでも、どこでも、誰でも、オンラインでのコミュニケーションや交流、行政サービスの提供を受ける環境の整備に努め、これらの情報通信基盤を効果的に運用することによって、地域の情報化や電子自治体の構築を図ります。

(2) 公共施設情報網の整備促進

タッチパネルや音声入力など住民が簡単に利用できる情報機器を公共施設等に設置して、デジタル化された行政情報に触れる機会を増やすとともに、情報教育施設の充実化を図り、住民の情報化に対する能力向上を目指します。

(3) 情報弱者の解消促進

地域情報化を推進するうえで、住民一人ひとりが情報環境を使いこなすことができるよう、各種システムや機器の活用に必要な知識の普及を図るとともに、情報化推進の意義や必要性について認識と理解を深める必要があります。

そのためには、インターネットや電子メールの利用といった基本的な技術を習得することを基本として、子どもや高齢者なども含めたIT技能講習会を開催して、地域情報化に関する啓発活動を行い、地域全体の情報弱者解消に努めます。

(4) 情報技術スペシャリストの育成

地域情報化に際しては、まず行政職員が情報活用の重要性を認識し、情報能力の向上を図る必要があります。また企業や地域活動等においても、情報技術の進展に伴い、システムやネットワーク管理の基本的知識の習得と情報機器などの活用能力の向上が求められるため、情報技術に関する適切な能力を有するスペシャリストの育成を支援します。

(5) 情報セキュリティ対策の確立

ネットワークセキュリティ（安全性）の確保、個人情報の保護、各種データの取扱いなど、情報化を進めるうえで必要となるセキュリティーポリシー（※2）の向上を図ります。

5-4-2 地域公共ネットワークの充実

- (1) 情報技術による住民サービスの向上
- (2) 消防・防災分野の情報技術の活用促進
- (3) 福祉・医療分野の情報技術の活用促進
- (4) 産業分野の情報技術の活用促進
- (5) 観光分野の情報技術の活用促進
- (6) 学校分野の情報技術の活用促進
- (7) ケーブルテレビによる行政情報提供の充実
- (8) 庁内LANの整備

住民サービスの向上や行政の効率化などの観点から、インターネットを活用した地域公共ネットワークの構築を目指します。私たちの生活に必要な不可欠な、消防・防災、行政などのさまざまな分野において、双方向の情報通信サービスの提供を図ります。

(1) 情報技術による住民サービスの向上

新しいまちの本庁や支所、町内の公共施設や公共機関等を地域イントラネットで結び、申請や届出のオンライン化を進め、身近な所で必要な手続きなどが済ませられるワンストップサービスの体制づくりを更に進めます。これらのことにより住民票発行の申請や転入・転出など手続きの簡略化を図り、住民サービスの向上に努めます。

また、本庁・支所間や公共施設、学校間等の連絡方法としてのIP電話システムの導入や、電子投票システムなど、情報技術による新しい行政情報システムの整備を図ります。

(2) 消防・防災分野の情報技術の活用促進

新しいまちは、山間部や海岸部を有することとなり、地震・津波や山地崩壊など幅広い災害への対応が必要となります。このため、地域公共ネットワークを活用した消防・防災等の災害情報システムを構築し、すべての住民が安心して暮らせるまちづくりを目指します。

(3) 福祉・医療分野の情報技術の活用促進

情報ネットワークを整備することにより、遠隔医療やネットワークを利用した在宅介護、育児に関する情報の提供が可能となります。保健・医療・福祉の施設や団体のネットワーク化による情報の交換や共有、申請手続きなどの利便性の向上を図ります。

(4) 産業分野の情報技術の活用促進

新しいまちには、七保牛や伊勢茶、桜ブリなどの鮮魚や活魚・干物、牛乳や乳製品など、特色ある産物があります。これらの産物の市場に対し、商材に関する情報提供や活用の企画・提案するとともに、市場からの日々のデータを生産者向けに提供するシステムを開発することによって、適切な商品の管理・開発を図ります。

また、個性ある地域内の産物を安定した価格で取り引きできるように情報発信を行うとともに、市場での評価や価格を有利に取り引きするためのさまざまな情報を、生産者にわかりやすく提供します。

(5) 観光分野の情報技術の活用促進

新しいまちにはさまざまな歴史遺産や自然資源、集客・交流施設などがあります。これらの観光資源を訪れる人にわかりやすく案内し、まちのさまざまな地域に人が訪れることを誘導する観光情報システムを構築します。

また、インターネット等を通じてまちの魅力を広くPRします。

(6) 学校分野の情報技術の活用促進

学校インターネットシステムの整備や情報化教育設備の充実により、低学年からの情報教育を推進します。

また、学校間の会議システムなどの情報ネットワークの整備を進めることにより、離れた学校との交流を促進します。

さらに図書館ネットワークシステムを構築し、学校の図書館と他の図書館を連携させることにより、各図書館の間での蔵書検索や本の貸借ができる体制づくりを進めます。

(7) ケーブルテレビによる行政情報提供の充実

新しいまちではケーブルテレビ網をいかした情報施策が可能となります。民間の通信事業者と連携して住民の利便性を向上させるシステムを構築し、情報通信の双方向化を進めるとともに、番組制作設備等の充実などにより地域密着型の番組を提供します。

(8) 庁内LANの整備

本庁及び支所、出張所等を庁内LANで結び、情報ネットワークの構築による連絡体制の円滑化や情報ファイルの共有化、財務会計システムや会議室・庁用車等の予約システム等の導入による業務の効率化と、ペーパーレス等環境への配慮や行政コストの削減化を進めます。

◆ 予定する主な事業

- ケーブルテレビ網を活用した行政情報システム事業
- 福祉・医療等システム事業
- 観光情報システム事業
- 産業情報システム事業
- 地域イントラネット整備事業
- 学校内LAN整備及び情報教育施設整備事業
- 情報通信設備整備事業
- 消防・防災システム事業

5-5 人・モノ・情報交流のまちづくり

1. 地域内および地域間交流の促進
2. 地域外交流・国際交流の促進
3. 交流に活かすまちづくりの促進

21世紀を迎えた今日、私たちのまちにおいても人びとが暮らしの豊かさや心の豊かさを保ち、安心して生活することができる「自立した地域社会」の構築を目指して、地域全体が相互に協力連携し、まちづくりに取り組んでいくことが重要な課題となっています。

そのためには、地域への誇りや自信を持てるような心の豊かさを目指すとともに、自然の恵みに抱かれた地域としてのまちづくりを実現していかなければなりません。

また、少子・高齢化の進行や景気低迷の中で地域産業が伸び悩み、社会全般に将来に対する不安感が高まっていることから、まちづくりの方向性としてさまざまな資源をいかした住みよい地域社会づくりが重要です。

一方、都市化が進み、社会が複雑になり分業化が進むにつれ、人びとの意思疎通やコミュニティの維持が困難になってきました。都市と農山漁村だけに限らずさまざまな地域間格差などの状況に対処するには、違う感性や価値観を持った交流と連携が不可欠です。

そして交流は都市との間だけではなく、新しいまちの地域内の交流や国際交流も視野に入れる必要があります。

新しいまちでは人の交流からモノの交流、さらにはそれらが行き交うことによって生まれる情報の交流などさまざまな交流に取組み、「人・モノ・情報交流のまちづくり」を目指します。

5-5-1 地域内および地域間交流の促進

- (1) 地域コミュニティの育成・支援
- (2) 子どもたちの地域内・地域間交流の促進
- (3) 地域団体のネットワーク構築
- (4) 地域内情報の提供促進

新しいまちにはそれぞれ独自の地域性があり、さまざまな文化がこれまで育まれてきました。また、小さな単位のコミュニティ活動についても、住民の独創的な発想や受け継がれてきた伝統に基づき、続けられています。

これまで育まれたそれぞれの地域におけるさまざまな活動や小さな地区単位の活動が、新しいまちを支

える大きな活動へ展開していくものと考えられます。そのためにも地域内コミュニティ活動の充実を図ります。

そして、新しいまちの一体感の醸成には、それぞれの地域に住む人びとの交流の機会を増やすことが大切であり、子どもから高齢者まですべての住民が参加できる文化・スポーツ・祭りなどのイベントを実施することにより、地域内・地域間の交流の輪が地域の「和」になり、新しいまちのひとつの礎となります。

そのためには子どもたちの交流活動を支える地域リーダーの育成が必要であり、合わせて小さな単位のコミュニティ活動、地域活動、まち全体の住民活動を支えるNPOやボランティア、各種団体のネットワークの構築を進めます。

(1) 地域コミュニティの育成・支援

いきいきとした、住みやすいまちになるためには、地域の交流が大切です。町内の人が集い語り合うコミュニティ活動拠点施設や地域間交流拠点の整備、既存地域活動施設等の充実に努め、地域交流を促進します。

また、それぞれの地域や小さな地区で育まれた文化伝承活動やコミュニティ形成活動を支援します。

(2) 子どもたちの地域内・地域間交流の促進

子どもたちの交流は、子ども活動等の指導者や家族、それを応援するさまざまな大人の交流にもつながります。新しいまちの住民の和の醸成のために、スポーツや文化、自然活動等による地域の子どもの交流を促進します。

(3) 地域団体のネットワーク構築

交流促進のためのハード・ソフト両面にわたる整備や支援を行う上で、既存のNPO、ボランティア団体、文化、スポーツ団体や各種産業団体、地域づくりに関わる個人などの交流の場が必要です。

これらの団体が一体となって新しい発想による交流活動の展開や産業振興を進めるために、地域団体のネットワークを構築します。

(4) 地域内情報の提供促進

新しいまちのそれぞれの地域の魅力を住民自らが知ることにより、産業振興への新たな挑戦や公共施設等の活用、地域内消費活動等の推進などさまざまな効果が生まれます。このため、ケーブルテレビやインターネットを通じて地域の住民に新しいまちの情報提供を進めます。

5-5-2 地域外交流・国際交流の促進

- (1) 地域情報の発信促進
- (2) 子どもたちの地域外・国際交流の促進
- (3) 町PRイベントの開催促進
- (4) 歴史・環境を活かした交流促進
- (5) 長期滞在型交流への展開促進
- (6) 国際交流の推進と環境の整備
- (7) 地域を知る地元学・地産地消活動等の促進

情報技術の進展はまちをアピールする手段として、大きな役目を担います。逆に多くの市町村情報が情報機器を通じて得ることができる昨今では、まちをPRするには他にない斬新なイメージ、独創的なまちづくりが必要です。まず私たちのまちを知っていただくためにも、積極的にまちのPRを行います。

また、新しいまちには「世界遺産熊野古道ツツラト峠」という大きな財産があり、これまで以上に国際化された社会を創造し、地域外や海外からの来訪者を受入れるベースづくりを進めることが重要です。しかし、そのベースは、この地の自然、食、人柄を活かした独自のものであることが大切であり、それは、地域に住む人がもう一度身近なところを認識することで、新しいまちの魅力を発見し、地域を知ることから始まります。

そして、地域外から多くの方がこの地を訪れ、「また来たい、住んでみたい」と思うまちづくりを目指します。

(1) 地域情報の発信促進

インターネットや各種刊行物、マスメディア等を活用し、地域のイベントや観光情報等を発信するとともに、情報発信活動拠点の施設の整備を図ります。

(2) 子どもたちの地域外・国際交流の促進

町外のさまざまな地域に育つ子どもたちの生活や価値観を知り、自らのまちを見つめ直す機会や協調性の醸成等を目的として、友好都市提携やホームステイ、地域外小中学校との交流の促進や地域の子どもの海外派遣などの国際交流に努めます。

これらにより、国際力や協調性、異文化を受入れることのできる子どもたちを育てます。

(3) 町PRイベントの開催促進

まちのPRイベントの開催を積極的に実施するとともに、近隣の市町村や大都市部で開催される催事や行事に参加し、関係諸団体と協力してまちのさまざまな地域資源のPR活動を進めます。

(4) 歴史・環境を活かした交流促進

新しいまちには個性豊かな歴史や文化資源が数多く残っています。海・山・川の豊かな自然と長い年月の間に培われた歴史・文化を活用し、子どもから大人までさまざまなニーズに応じた体験型の交流を促進します。

また、世界遺産熊野古道ツツラト峠関係施設の整備を図るとともに、熊野古道や歴史文化的資源、自然資源、集客・交流施設を組み合わせたエコツーリズムなどのツアー関連事業の推進を図ります。

(5) 長期滞在型交流への展開促進

都市の喧騒を離れて農山漁村地域での自然豊かな生活を求める田舎指向は、全国的に増加の傾向にあります。高速道路の延伸は地域と都市との時間距離を短縮でき、「都会に近い田舎暮らし」をコンセプトにしたスローライフ（※3）を実現できる場を提供し、半定住・長期滞在型交流を促進します。

(6) 国際交流の推進と環境の整備

住民や団体などによる各種の草の根国際交流活動（ホームステイ活動など）を支援するとともに、国際都市提携によるグローバルな交流を推進します。また、地域の国際化を図るため、国際理解学習、国際文化学習、外国語講座や外国語教室などを定期的を開催します。

そして外国人の暮らしやすいまちづくりを進めるために、地域住民との交流を一層促進させるとともに、外国籍住民のためのハンドブックや相談窓口などの整備、各種標識の外国語表記などに努め、国際交流の拠点・施設整備を推進します。

(7) 地域を知る地元学・地産地消活動等の促進

地域を内外にPRするには、私たちのまちを知ることが大切です。まちを訪れるさまざまな地域の人びとや外国からの訪問者などをもてなし、何度も来たいと思うリピーターを増やすためにも私たちのまちを、住民自らが知る地元学を進めます。

また、特色ある地域の食材を交流産業に活用して、農林水産業と観光業の有機的な連携を図るとともに、地域の食文化伝承や訪れる人の食の安全確保のために、地産地消活動を促進します。

5-5-3 交流に活かすみちづくりの促進

- (1) インターチェンジアクセス道路の改良・整備促進
- (2) 主要道路のグレードアップ促進
- (3) 町道の整備・改良
- (4) 人にやさしい道の整備促進
- (5) 歴史・環境を活かした道の整備
- (6) 地域の人びとが行き交う交通体系の整備促進
- (7) 関西圏からの高速道路等の延伸と当地域へのアクセス道路の整備促進

新しいまちには紀勢自動車道の2つのインターチェンジができ、南紀観光や世界遺産熊野古道を多くの人が利用すると予想され、新しいまちの産業振興、観光等交流産業の進展にとって大きな期待が寄せられています。このインターチェンジと国道42号等をつなぐアクセス道路の整備・充実が、新しいまちのさまざまな地域と高速道路をつなぐ重要な道であり、早期の整備を関係機関と調整する必要があります。

また、伊勢自動車道からの延伸である紀勢自動車道は、主として中部圏からの乗り入れが中心と考えられますが、関西圏からの高速道路延伸と当地方へのアクセス道路の整備は、紀勢自動車道のインターチェンジ開設と合わせて、新しいまちの産業振興などに大きな貢献をもたらすことが予想され、関係機関と調整し、整備に向けての取組みに努めます。

新しいまちを走る国道等主要幹線道路のグレードアップは、紀伊半島の屋台骨、地域と都市部をつなぐ産業・観光道路としての役割を果たし、また周辺町村をつなぐ県道等基幹道路は、就業の場や購買などといった生活圏の拡大につながり、関係機関に整備・拡充を働きかけます。

新しいまちを走る道路の開設は、旧町村間をつなぐ主要幹線が国道42号のみの現状から、地域間の交流促進を図り、災害時等の緊急対応に欠くことのできない道となります。また集落間道路や地区内の道は、生活者起点の観点から住民の利便性を第一に、人にやさしい道づくりの整備を図ります。

先人たちが歩んだ時間の道でもある熊野古道や、瀧原宮、歴史遺産、文化財などを結ぶ歴史の道は、訪れる人と地域の人びととの交流を促すことを目的に、歩道やサイクリングロードなどとして整備を進めます。

道の整備のみならず、誰もが利用できるコミュニティバスなどの新しい交通体系を整備し、高齢社会に対応します。

これらの事業展開によって新しいまちのあらゆる交流に活かすみちづくりを進めます。

(1) インターチェンジアクセス道路の改良・整備促進

近畿自動車道尾鷲勢和線開通に伴うアクセス道路の歩道、街灯、緑化などの整備・改良を促進して、新しいまちのイメージアップを図り、地域への乗り込みを促し、産業や観光の振興に努めます。

(2) 主要道路のグレードアップ促進

産業・観光振興や生活圏拡大のため、国道や県道の主要道路の整備、歩道や街灯、緑化、災害予防工事などのグレードアップを図ります。

(3) 町道の整備・改良

地域間交流の促進や災害時対策などのため、町道の整備・改良を進めます。

(4) 人にやさしい道の整備促進

地域内や地域間交流を促し、人と人とのふれあいを育むため、道路への植樹の促進による花街道等の整備や人が主体としたコミュニティ道路などの整備を進めます。

(5) 歴史・環境を活かした道の整備

熊野古道や史跡など歴史文化的資源、地域の特色ある自然資源などと集客・交流施設を組み合わせたトレッキングやウォーキング、サイクリングルートでつなぐ道の整備を進めます。

(6) 地域の人びとが行き交う交通体系の整備促進

少ない公共交通機関に替わり、公共施設や病院などを結び、誰もが利用しやすいコミュニティバスの運行などの新しい交通体系の整備を促進します。

(7) 関西圏からの高速道路等の延伸と当地域へのアクセス道路の整備促進

東海南海連絡道などの将来予定されている道路へのアクセス道路の整備促進を要望します。

◆ 予定する主な事業

- 道路整備事業
- 橋梁整備事業
- コミュニティバス整備事業
- 国際交流事業
- コミュニティ活動支援事業
- NPO、ボランティア団体ネットワーク構築事業
- 歴史・環境を活かした交流促進事業
- 地域交流・国際交流等活動拠点整備事業
- 歩道・サイクリングロード等整備事業

5-6 共生・挑戦・創造・自立するまちづくり

1. 既存産業の振興を進めることによる新たな需要の創出
2. 既存産業の連携による需要の拡充の推進
3. 地場産品ブランド力の強化と確立
4. 新規成長産業の起業と誘発
5. 歴史的・文化遺産の再発見と地域の生活体験・滞在型観光の推進
6. 互助の地域循環経済構造の構築

新しいまちは、緑豊かな森林やきれいな空気と水に恵まれた里、自然の恵みを育む豊かな海から価値を生み出す自然産業を基盤とし、「ものづくり」や観光事業など、産業振興を推進する基盤が整いつつあります。加えて、新しいまちの発展に貢献が期待される近畿自動車道尾鷲勢和線のインターチェンジが平成18年～20年に開通する予定です。

私たちは、このような立地的強みや機会をいかして、自然環境と共生する持続的な発展のできる産業を育成していきます。

また、消費者が求める安心と安全、まちを訪れる人びとが求める安らぎや潤いの本物志向に対して、恵まれた自然環境の下で、時をかけて培ってきたおだやかな生活様式に加えて、新しい知識・知恵と技術で対応する体制を創りあげます。

さらに、少子・高齢化による人口の減少が進むなかで、地域通貨（※4）を活用することにより、地域循環型経済構造を構築して、小さいながらも一つの経済圏として自立していくことを目指します。

5-6-1 既存産業の振興を進めることによる新たな需要の創出

- (1) 農林水産業の振興
- (2) 製造業の振興
- (3) 商業・サービス業の振興

既存の基幹産業である農林水産業については、既存市場の更なる深耕や市場のニーズに適應する商品の多様化、新たな市場の開拓などにより、新しい需要の創出を目指します。

そのために関係団体との連携のもと、経営指導の充実を図るとともに、企業の経営や高度な技術を積極的に導入します。さらに農林水産業の振興、雇用の確保、後継者育成、新規事業の展開などを目的にした専門的異業種集団の組織化を支援していきます。

(1) 農林水産業の振興

農林水産業の振興においては、農林業従事者の減少に対応するために、生産法人化を進めるとともに、労働の提供者を紹介・仲介する労働力補完・調整システムの確立に努め、新たな法人やクラインガルテン（※5）などを活用し、1ターンなど都市などから新たな農業従業者を受入れることや意欲ある人たちを地域内外から募集するなどして、遊休農地の解消も平行して進めていきます。

また、温暖な気候を利用した、魅力ある農林業を目指す目的で、農林業における栽培技術の振興を図り、花や果樹などの新しい産業を起こし、これらの用途を飲料、バイオ・薬品、健康食品、香料、菓子などの分野に広げます。

同時に、農業振興や農道の整備、農業用排水路の整備、鳥獣被害に備えた設備や堆肥処理施設の充実を推進します。

緑の資本でもある森林を環境資本として保全するとともに、経済資本としての林道を改良整備し、林業生産の効率化を図ります。また、資源の有効活用と高付加価値化を進めるために除間伐材の木炭化をすすめ、木炭管理の一元化、肥料や敷炭等への活用など、新たな用途の開発と販路の開拓を進めていきます。さらに、森林の環境への貢献を目指し、公益的機能の発揮や除間伐などの森林作業を効率的に行うため、森林情報システムの構築や木材を継続的に安定供給するための整備を進めます。

漁業振興においては、漁場、漁港、漁業関連施設、水産物の流通加工施設の整備を促進し、水産業の再興を図ります。また流通の多様化と高度化に対応した出荷体制を整備して、鮮度の確保や他産地との差別化により魚価の高値安定化を目指します。

「ホビー農林業やホビー漁業（※6）」のプログラムを開発し、従来、業として従事していなかった消費者層を生産者に加えることにより、伝統的一次産業に消費者視点を加えます。その一環として、田畑や山林のオーナー制度を導入し、地域、住民、生産者が一体になるような取組みを支援し交流の促進を図ります。

(2) 製造業の振興

新しいまちに既に立地している企業については経営の安定化と成長が図れるよう、国・県などの関係研究機関や高等教育機関の有する機能の有効活用を進め、当地域内立地のメリットをより多く付与して、地域内立地の存続・機能強化を図るとともに、新たな企業の誘致に努め、工場進出に備えた用地の確保・造成等を促進します。

(3) 商業・サービス業の振興

新たに開通するインターチェンジ周辺に、物産加工販売や飲食、娯楽などの複合機能を備えた施設や集客施設と地域商業共同事業拠点施設を整備し、地元商業・サービス業の活性化を図ります。さらに、空き家や廃校となった建物や光ケーブルのネットワークなどの活用により、起業が容易にできる環境を整え、意欲のある人材を積極的に受入れるとともに、企業、大学などの技術研究機関の誘致を進めます。

5-6-2 既存産業の連携による需要の拡充の推進

- (1) 既存産業の連携と人材の育成
- (2) 高付価値商品の開発や6次産業化の推進

これまで個々の町や村、個々の事業体で展開されてきた地域にまたがる農・林・水産・工業・商・観光資源の連携体制を構築するとともに、協働する体制を構築して新市場の創出を目指します。

(1) 既存産業の連携と人材の育成

既存産業の人材や技術の連携ネットワークを構築し、新商品の開発など新たなビジネスチャンスの創造を促進します。そのためには、関係機関や研究機関と提携し、新しい市場分野を開拓する事業者や既存産業との連携の強化、組織化による地域木材などを活用した住宅建築の取組みなどの支援を行い、また、既存の産業インフラと人材の更なる活用を図るため、国際的な規模のマスター大会などを開催し、農林水産業に携わる技能者の交流を深め、次代を担う人材の発掘や育成を図ります。

(2) 高付加価値商品の開発や6次産業化の推進

産物素材から「商品、サービス」への転換としての開発機関を設置し、基幹産業である農林水産業からそれぞれ個別に生産される「素材」を、高付加価値商品や総合商品として開発、流通化するための支援に努めます。具体的にはEM菌を使った米や野菜の生産、鮮度や加工方法、パッケージにこだわった干物、将来有効な商品として期待できるマコモや蕎麦、イノシシ、シカ、キジの燻製・ハムなどの商品化を進め、生産から加工、流通、観光までを組み込んだ6次産業化（1次産業×2次産業×3次産業）商品の開発を推進します。

5-6-3 地場産品ブランド力の強化と確立

- (1) パワー・ブランド化の推進
- (2) パワー・ブランドの発掘
- (3) パワー・ブランドのマーケティング
- (4) ふるさとレストランの創設
- (5) 地産地消の推進

新しいまちの特産品には七保牛、牛乳、乳製品、伊勢茶などの農畜産物、桜プリなどに代表される鮮魚など有数の地場産品があります。新しいまちではそれらも含めて「日本一」新鮮、安心、安全をテーマとする「まち」の特産品を消費者市場に促進します。また、「滝原いも」「自然薯」などの小さな生産者の発掘、支援をおこない、地場産品のブランド力の強化と確立を目指します。

(1) パワー・ブランド化の推進

消費者が商品やサービスに求めるものは安心・安全、安らぎ・潤い、スローフード（※7）などのキーワードで表される本物志向です。地域の特性や伝統文化、理念に根ざした「こだわり」の商品は大企業の画一的商品とは一味異なった「パワー・ブランド」として、消費者から強い支持を受けています。新しいまちの特産品である七保牛や伊勢茶、桜ブリなどの鮮魚や活魚・干物、牛乳や乳製品などを「パワー・ブランド」にします。

(2) パワー・ブランドの発掘

みずからの地域に強い誇りと愛着を持つことが新しいまちのパワー・ブランドを発掘・開発するカギとなるため、地域の魅力を再確認する学習の推進に努めます。一方、単に商品を開発する、つくる、売ることを考えるだけでは、パワー・ブランドとして消費者の心を捉えることはできません。消費者の求める本物志向にマッチした独自の商品を、価格や品質、販売網やサービスのミックスした「売れる仕組み」を構築し、強力なマーケティングを展開します。

(3) パワー・ブランドのマーケティング

パワー・ブランドの商品は、全国都市市場や全国の道の駅に直販所を設けるとともに、通信販売やインターネットで販売を展開し、生産者や新しいまちの「顔が見える」仕掛けづくりを行います。

(4) ふるさとレストランの創設

ふるさとの名品である七保牛、鮮魚、干物や有機栽培した野菜、山菜など地元の幸を提供することができる「ふるさとレストラン」を既存施設の活用も含め整備し、運営・経営等については専門家や民間委託を視野に入れ、効率的な活用を図ります。

(5) 地産地消の推進

地域で産出された物産について、「木つつ木館」や「山海の郷」など既存の直売施設や新設の地域物産販売拠点に農・林・水産のコーナーを設けて販売の拡大を図るとともに、朝市、夕市を開催し、販売方法にも工夫を凝らすことで地産地消を推進します。また、地域文化、歴史風土、食文化、生活技術、栽培・加工技術などを調査し、地域に潜在している資源を発掘、育成し、新たな資源として活用していきます。

5-6-4 新規成長産業の起業と誘発

- (1) 蓄積されている知識の活用
- (2) 遊休施設の活用
- (3) Iターンなど新たな人材の受け入れ
- (4) 新たな雇用の創出

地域の特性をいかしてバイオテクノロジー（※8）関連産業や環境産業、情報産業など環境調和型の新たな産業の誘致と育成をすることを基本として、既存基幹産業である農林水産業を核に、食品加工や木材加工と観光などとの連携を深めて相乗効果の創出を図ります。同時に、地域に蓄積されている技術・技能・知識を生かした環境調和型産業の誘致・誘発と人材の育成を目指します。

(1) 蓄積されている知識の活用

新しいまちには、既存基幹産業である農林水産業や家電・電子機器部品製造に関わる人材や技術・技能・知識が蓄積されています。これらの知的資源と恵まれた自然環境資源、すでに整備されているケーブルテレビネットワーク網を活用して、情報、医療・福祉、バイオテクノロジー、環境産業などの誘致に努めます。

(2) 遊休施設の活用

廃校となった小・中学校を企業や大学などの技術研究機関に貸与して、研究に関わる知的情報や人材を定着させ、そのインフラにより起業の誘発を促進します。

(3) Iターンなど新たな人材の受け入れ

生産インフラが整備されているにもかかわらず、高齢化により就業者や後継者が不足している農林水産業に就業を希望する意欲的な人材を積極的に受け入れ、それぞれの生産法人化への支援を図ります。

また、将来の成長が見込める新規産業に関わる技術情報を備えた起業意欲のある人材を積極的に受け入れ、起業への支援を行い、地域内発的産業の振興を図り、地域の将来を担う人材の確保に努めます。

(4) 新たな雇用の創出

企業誘致や既存企業の新分野進出、新事業の創出などにより雇用の場の確保と安定を図り、さらに、職業能力の開発によって有能な人材を育成し、高齢者や女性、障がい者を含めたすべての勤労者が安心して働ける就業環境の整備に努めるとともに、伝統的生活スタイルを基盤とする事業の振興により、高齢者の能力活用と生きがいを感じる雇用の開拓を図ります。

5-6-5 歴史的・文化遺産の再発見と地域の生活体験・滞在型観光の推進

- (1) 観光・交流の推進
- (2) 新たな産業・観光拠点の整備
- (3) 新たな集客交流施設の整備
- (4) 交通システムや既存の施設の充実・活用
- (5) 長期滞在・定住化対策
- (6) 合宿体験・生活体験観光と住民一体参画型観光の推進
- (7) 情報発信の充実

世界遺産に登録された熊野古道ツツラト峠などの歴史的・文化的遺産や、開設されるインターチェンジに地域物産振興の拠点施設を整備して、観光ルート of 新たな開拓と物産販売やイベントの充実・強化を図り、新町の周辺の市町村と協力して、広域観光の拠点を目指します。

(1) 観光・交流の推進

世界遺産に登録された熊野古道ツツラト峠を主に、地域に散在する歴史的・文化的遺産や施設を再発見・評価し、これらを観光資源としてルート化します。また、町内にある施設を活用し、音楽、演劇・芸能・映画、美術などのフェスティバルや自然教育、歴史教育など、機能と役割分担を明確にし、集客力のある質の高いイベントの創出・定着を図ります。

また、多目的交流施設やコミュニティ型温泉施設、ランドマークになるような風力発電の設置や公衆トイレの整備を進めます。

(2) 新たな産業・観光拠点の整備

近畿自動車道尾鷲勢和線紀勢インターチェンジに南紀・東紀州への入口として、物産加工販売、飲食・娯楽などの複合機能を備えた集客施設を設置し、日々の「にぎわい」と「交流」を創出し、新しいまちの産業推進拠点とします。さらに、ここを始発着点として、紀州路の豊かな自然景観、観光資源としての強みを取り込んだ顧客ニーズに対応した高付加価値通年型観光戦略を展開します。

また、農林水産物の加工技術の向上や育成を目指した産業支援センターなどを設置し、住民参加の組織づくりを進め、交流、流通、販路の拡大などを一元的に掌握できるようなシステムの構築を図ります。

(3) 新たな集客交流施設の整備

新たな観光や交流の集客交流効果の大きい施設として、せせらぎ広場や自然学習センター、公園緑地、体験学習施設、釣堀、海釣り公園などの整備を進めます。

(4) 交通システムや既存の施設の充実・活用

賑わいスポットを結び、安全で確実に目的地にアクセスできる交通システムや駐車場を整備するとともに、徒歩による楽しさを提供する遊歩道、散策路、自転車専用路を設けます。また、青少年旅行村やサイクリングターミナル、グリーンパーク大内山など既存の宿泊施設や向井ヶ浜遊パークの整備・充実も平行して進めます。

(5) 長期滞在・定住化対策

都会で暮らしながら一時的に、あるいは定年後、農村で生活するライフスタイルが定着しつつあります。そこで、クラインガルテンや空き家の提供、民家への宿泊、農業・林業・水産業の生活体験などのグリーンツーリズム（※9）や住民とのふれあいを通じて、農林水産業への理解を深め、定住化を促進します。

(6) 合宿体験・生活体験型観光と住民一体参画型観光の推進

大都市の小・中・高校と提携し、児童・生徒が自然を探索するアドベンチャー合宿や生活スタイルを体験する合宿体験型教育施設の整備を図り、教育の機会を提供します。

また、生活体験・滞在型観光の成功のためには、来訪者を受入れるだけでなく、お客さまとして「もてなす」心、知識、技術が必要になってくることから、観光を主体的に推進する組織と施設を設置し、住民が来訪者に対し、もてなしができるよう地域資源（歴史・文化・景観）への理解、生活体験型観光の具体的なプログラム開発などについて学び、従事する住民一体参画型観光を推進します。

(7) 情報発信の充実

インターネットをはじめ、各種メディアを駆使したきめの細かい情報を国内外に提供し、新しいまちの魅力を発信していく必要があります。このため新しいまちの魅力を発信するために観光パンフレットを作成するとともに、ツツラト峠の世界遺産登録などによる国際観光に対応するため、英語によるインターネット・ホームページを開設します。

5-6-6 互助の地域循環経済構造の構築**(1) 地域通貨の導入****(2) 地域通貨の役割**

新たな価値を生み出すことや地域内のコミュニケーションの手段として商業・サービス業と連携した地域通貨を導入して、地域に住む人たちの助け合いやボランティア活動を経済価値に変換し、地域内に長く循環させます。

(1) 地域通貨の導入

人と地域を元気にするお金「地域通貨」を導入し、貨幣経済では計れなかった個人レベルの日常生活での助け合いやボランティアのやりとりを、商業や行政と連携して、交換という形で流通させ、これまで地域外に流出していた購買力・モノ・サービス・マンパワー・資源等を地域内で長く循環させるシステムを推進します。

(2) 地域通貨の役割

地域通貨の活用により、住民の隠れた才能と可能性を資源化し、地域への愛着や誇りと連帯感を高め、地域循環経済の仕組みのもととします。また、地域通貨を使う人どうしのコミュニケーションを深め、助け合うことによって、連帯感や共同意識の醸成を図ります。

◆ 予定する主な事業

- 農道・林道整備事業
- 農林水産業基盤整備事業
- 遊休農地解消対策事業
- 森林整備事業
- 漁港・漁場施設整備事業
- 企業誘致対策事業
- 観光パンフレット作成事業
- インターチェンジ周辺集客交流施設整備事業
- 体験滞在型施設整備事業
- 自然体験学習施設整備事業
- 観光公園・広場関係施設整備事業
- 温泉施設整備事業
- 風力発電機建設事業
- 地産地消施設整備事業

5-7 地域を担うひとづくり

1. 学校教育の充実
2. 地域教育の充実から生まれる青少年の育成
3. 地域クリエイターの育成とNPO・ボランティア活動等の促進・充実

居心地の良い快適なまちづくりを進めるには、地域を担う人材の育成やその支援を行うことが必要です。

そこで行政は、学校教育の充実、青少年の健全育成、情報化・国際化社会に対応できる人材の育成、独自の地域学習の推進、地域クリエイター（※10）の育成、NPO・ボランティアなどの住民活動への支援などを積極的に進め、地域を担う人づくりに努めることが重要です。

また、私たちにとって住みよいまちづくりを進めるためには、子どもから高齢者、男女の別なく、住民参加・住民参画が重要です。そして、行政が人材の育成や育成への支援にとどまらず、地域住民とともに連携・協働しながら、積極的かつ主体的に地域の担い手づくりを進めることが求められています。

このような観点から、行政が情報を積極的に提供・公開するとともに広聴体制を整備し、住民と行政との協働プロセスの明確化を図ります。

5-7-1 学校教育の充実

- (1) 個性を育む教育の充実
- (2) 情報化・国際化教育の充実
- (3) 学校・保護者・地域・行政の徹底した情報の共有
- (4) 交流を促進する教育の充実
- (5) 安全で安心な教育環境の充実

人は人を育て、人はまちを育てていきます。そして人は人とのふれあいやさまざまな体験によって成長していきます。この地域に残された貴重な地域性を大切に、ここで育てて良かったと思える次代の担い手が「楽しみながら自ら学び自ら育つ」ことを教育理念とし、学校・保護者・地域と行政が一体となって、見守りつつ、育てていきます。

また、昨今の急速な情報化・国際化を鑑み、IT学習は言うに及ばず、国際化に先駆けた外国語教育を推進していきます。各個人の個性を大切に、それを育むことによって社会の一員としての自覚を持たせます。これは、地域性豊かな教育を実現することにより、この地域の子どもたちの「らしさを育む」ことに加え、先進的な語学力、情報技術力を身に付けた子どもたちを育成します。

これらの早期実現を目指すためのベースとしてのさまざまな教育環境の充実を促進します。

(1) 個性を育む教育の充実

新しい時代を担う子どもたちが社会の変化に柔軟に対応し、お互いの違いを認め合いながら、自主性・創造性を育成して個性豊かにいきいきと学ぶことができ、創造性や人間性豊かな児童・生徒を育成するために、基礎学力の向上等に努めるとともに、心の教育や一人ひとりの個性を重視した教育の提供を図ります。

また、新しいまちの伝統文化、工芸、産業や自然など地域教材との出会いやふれあいを大切にし、調和のとれたのびのびとした教育を進めます。

そして、校舎や運動場など学校施設の建設・改修および統廃合の促進、教育関係施設の充実やすべての住民を対象にした総合図書館の整備を図ります。

(2) 情報化・国際化教育の充実

地域社会の国際化に対応できるように、ALT（外国語指導助手）などによる実践的コミュニケーション能力の基礎を養う活動の一層の充実とともに、国際理解に関する学習の推進に努めます。また、情報化に対応できるように教育用コンピュータ等情報機器の導入や校内LANの整備を図り、情報化教育を充実します。

(3) 学校・保護者・地域・行政の徹底した情報の共有

児童・生徒の健全な育成のため、学校や保護者、地域、行政の関係者が情報を共有する環境を整えます。また総合的な学習への住民参加を促し、地域と学校がより一層連携を保ち、地域に開かれた学校づくりを推進します。

(4) 交流を促進する教育の充実

スポーツやイベント、学校間交流や国際交流などを通じた地域内外の子どもの交流を目的とした教育の充実を図り、子どもたちが互いを認め合い協調性を育てつつ、多様な価値観を持つ子どもたちを育成します。

(5) 安全で安心な教育環境の充実

学校など教育環境の安全対策や防犯対策、地震・津波等防災対策の充実を図ります。また、スクールバスの運行等による通学の安全、給食施設の充実や地元食材の活用も含めた食の安全を進めます。

5-7-2 地域教育の充実から生まれる青少年の健全育成

- (1) 地域リーダーの発掘・育成
- (2) 学童保育活動（文化・自然・スポーツ）の充実
- (3) 歴史的遺産・伝統文化・自然環境等保護や伝承の推進
- (4) 生涯学習活動の推進
- (5) 人権教育活動の推進・支援
- (6) 国際化に対応できる人材の育成
- (7) 家庭教育・学校教育・地域教育の連携促進

すべての住民を対象とした地域教育の充実により、地域を支える人がつくられ、そのことが青少年の健全育成へもつながると考えます。

教育には指導者である「先生」が必要であり、地域教育には地域に住む人が「地域の先生」として、学童保育活動や歴史的遺産、伝統文化伝承活動、生涯学習や人権教育、国際化教育などを指導する役割を果たすことが可能です。

地域で活躍する人、地域づくりに思いを寄せる人のみならず、地域に生きるそれぞれの人が「地域の先生」になることにより、「みんなで学び、つくり、つくられる人づくり」を進め、多くの人びとがこの役割を担うことで、地域の活性化に対する責任感と実感を育みます。

こうした「地域の先生」としての地域リーダーが中心となった地域教育を充実し、次代を担う青少年の健全な育成を促進します。

(1) 地域リーダーの発掘・育成

青少年のボランティア活動やコミュニティ活動、スポーツ少年団などの自主的な活動を指導する地域リーダーの発掘・育成を図るとともに、青少年育成団体組織との連携を図りながら、指導者養成のための研修や講習事業の開催に努めます。また、青少年のさまざまな活動を支援する拠点施設について、既存施設の活用も含めて整備を図ります。

(2) 学童保育活動（文化・自然・スポーツ）の充実

最近の子どもたちは一人遊びの傾向があり、協調性を養う必要があるといわれています。子どもたちによる地域文化や自然に親しむ活動、スポーツやレクリエーション活動などを地域リーダーや子どもたちをとりまく人たちが支援する学童保育事業を充実し、子どもたちの協調性を養います。

(3) 歴史的遺産・伝統文化・自然環境等保護や伝承の推進

私たちが地域社会に愛着を持ち、ゆとりや潤いのある生活を送るには、物の豊かさよりも心の豊かさを

実感できる社会を目指すことが重要です。そこで、伝統文化・工芸に触れる機会や環境の整備に努め、地域固有の伝統文化・工芸、匠の技を継承する人材の育成とともに、芸術文化の振興に向けた取組みやサークル活動、芸術文化活動を支援します。

(4) 生涯学習活動の推進

地域を愛し、人を愛する文化を築き、スポーツや教養、趣味などで潤いのある生活を送るには、家庭から始まる心の教育ひいては生涯学習を充実・発展させることが大切です。そこで、誰もが自由に学習できるよう総合的な生涯学習施策を推進します。

また、情報社会の到来に鑑み、パソコンの活用や普及を図るため、公民館などでパソコン教室を定期的開催するとともに、各種の催し、行事や生涯学習に関する情報の積極的な提供に努め、若者が集う場や機会を増し、生涯学習の機会や各種専門講座を拡充するなど、自らが学習できる環境の充実を図ります。

そして現在ある文化施設等の一層の効率的な活用を図るため、改修も含めた施設の充実に努めるとともに、利用形態が重複する施設については、住民使用の利便性などに配慮した活用を進めます。

(5) 人権教育活動の推進・支援

同和問題やいじめ、男女差別、人種差別などのない「人にやさしいまちづくり」のために、人権尊重の正しい理解と実践をより一層深め、差別をしない心の教育を推進することを目的に、家庭、学校、地域、企業の間などを通じて、あらゆる人に対する人権教育の推進・支援を図ります。

そのためにも、人権問題を自分の問題として積極的にとらえ、差別を解消する意欲と実践力のある指導者を養成しながら、推進・支援体制を強化します。

(6) 国際化に対応できる人材の育成

新しいまちにおいても、近年の海外からの就業者の増加や熊野古道の世界遺産登録等により、国際化が一層進むことから、学校教育はもとより、文化や習慣、人種の壁を超えた国際理解学習や国際文化学習の機会を住民に積極的に提供し、住民の国際感覚の高揚に努め、国際化に対応できる人材の育成、各種国際交流団体の育成・支援を推進します。

(7) 家庭教育・学校教育・地域教育の連携促進

子どもたちのしつけの問題は、学校や家庭、地域が一体となって取り組むことにより効果があるといわれます。家庭・学校・地域で見守る子どもたちの健全育成ネットワークの構築と家庭内教育を充実させる啓発活動を進めます。

また、学校週5日制を活用した親子教室やふれあい事業などを充実させるとともに、地域ボランティアの育成と活動を推進しながら、生涯学習が根ざした地域づくりを支援します。

5-7-3 地域クリエイターの育成とNPO・ボランティア活動等の促進・充実

- (1) 地域クリエイターの育成・確保
- (2) 熟練者層人材の活用
- (3) NPO・ボランティア活動の支援促進
- (4) ボランティア活動等促進のための学校教育・生涯教育の推進

これからの行政施策には、NPOやボランティア団体等が行政と手を取り合って推進することが必要です。

また、「地域づくりは人づくり」という言葉に代表されるように、地域を思う人、地域を動かす人がいて、地域がいきいきとし、「来たい、住みたい、住み続けたい」まちができます。

新しいまちには、水を守り、森林を守り、花を、木を育てる人、高齢者や障がい者の社会参加を応援する人、伝統文化、歴史的遺産を守り伝える人など、それぞれの人が、それぞれの場所や立場で地域活動に携わっています。

このような人びとの輪を大切にしたネットワークの構築、地域クリエイターの育成・確保を図り、子どもから高齢者まで、幅広い年齢層、男女、職種を問わず、さまざまな人の地域を支え合う心の輪を広げ、活動、活躍する場を提供します。

(1) 地域クリエイターの育成・確保

住みよいまちをつくるには、具体的な施策を地域や企業、行政などに提言するとともに、情報を発信することができ、かつ実践する人材を育成・確保することが大切です。そのために、キーマンとなる地域クリエイターを積極的に育成・確保するとともに、地域教育や観光・産業振興で活躍できる機会を提供します。

また、起業人を呼び寄せ、住宅環境などの条件整備を行い、その能力を十分に発揮できる機会を提供します。

(2) 熟練者層人材の活用

今日の高齢者は、健康、元気、意欲も経験もある人たちが増えてきています。そして、団塊の世代があと数年先には退職年齢を迎えますが、これらの経験豊富な人材の知恵を借りて地域づくりを進めることが重要です。

意欲と能力のある担い手を積極的に育成するために、熟練者活用ネットワークの整備と活躍の場を提供します。

(3) NPO・ボランティア活動の支援促進

多様な能力を有する人材を発掘・確保するために、インターネットなどを利用して幅広い住民参画を募り、個人や団体のアイデアを十分に活かせる環境づくりを推進します。

そして、ボランティア活動やコミュニティ活動を行う地域住民や各種団体のニーズに応えた地域情報の発信・提供を積極的に行い、ネットワークづくり、コーディネーター（※11）づくりを支援します。

また、ボランティア活動やコミュニティ活動への意欲を十分に発揮できるように、観光や文化、スポーツや教育、環境や福祉など、まちづくりのための各分野での活動機会を創出します。

(4) ボランティア活動等促進のための学校教育・生涯教育の推進

福祉学習や環境学習、防災学習など、ボランティア活動やコミュニティ活動の育成につながる各種の研修会や講演会、イベントを開催し、啓発活動の充実に努めるとともに、これらの活動拠点の整備を図ります。

◆ 予定する主な事業

- 外国語指導助手導入事業
- 学校教育施設・関連施設整備事業
- 総合図書施設整備事業
- 伝統文化・文化財保護等施設整備事業
- 人権教育推進事業
- 生涯学習の推進及び施設整備事業



6-1 三重県の役割

三重県は、新町と連携・協働しながら、交通基盤や防災、産業などの各分野において事業や施策を展開し、新町の一体性を高めるための事業を推進するとともに、安全で安心なまちづくりを積極的に支援します。また、支援交付金などにより、財政面における支援も進めます。

6-2 新町における三重県事業

(1) 防災まちづくりの充実

洪水、高潮、土砂災害などの自然災害による被害の防止及び軽減のために、土砂災害に関する情報を積極的に提供するとともに、擁壁工等の整備や河川改良などにより、安心・安全なまちづくりを支援します。

主要事業	備考
一級河川大内山川広域基幹河川改修事業（柏野工区、崎工区）	
急傾斜地崩壊対策事業（柏野2）	
急傾斜地崩壊対策事業（岡ヶ野2）	
海岸保全施設整備事業	事業着手検討

(2) 交通基盤の充実

新町の一体性を高めるとともに、広域的な連携を強化し、新町への集客交流を促進するため、三重県が主体となっていく道路事業は次のとおりです。

主要事業	備考
【重点的に整備を進める道路】	
主要地方道伊勢大宮線（大宮町野添～打見）	
主要地方道紀勢インター線（紀勢町崎）	
一般国道260号（紀勢町錦）	
一般地方道松原大内山線（大内山村米ヶ谷）	
【事業着手に努める道路】	
主要地方道南島大宮大台線（南島町～大宮町）	

(3) 産業基盤の充実

新町の基幹産業である農林水産業の振興のために、次の事業などにより、安定した生産確保のための基盤整備や、農山漁村の生活環境の整備を進めます。

主要事業	備考
県営林道木屋村山線開設事業	
錦漁港海岸環境整備事業	
錦漁港海岸保全局部改良事業	
漁場環境保全創造事業	
水産関係事業	事業着手検討

第7章

公共的施設の統合整備

7-1 公共的施設の統合整備

公共的施設については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、新町域全体のバランス及び適正配置、さらには財政事情等を考慮しながら、逐次、統合整備を図っていきます。

統合整備の検討にあたっては、行財政運営の効率化はもとより、現公共的施設の有効利用・相互利用等を総合的に勘案し、住民サービスの低下を招かないよう配慮するものとします。

第8章

財政計画

財政計画は、建設計画に定められた施策を計画的に実施していくため、今後の財政見通しを明らかにするとともに、長期的展望にたって限られた財源の効率的な運用を図り、適切な財政運営を行うために策定するものであり、新町の財政運営の指針となるものです。

計画期間は平成17年度から平成31年度までの15カ年ですが、合併特例債の償還が長期に及びことや交付税の算定特例が合併後15カ年あることから、特例措置が終了した後も健全な行財政運営が持続できるよう計画します。また、歳入歳出それぞれに過去の実績や合併によるさまざまな効果を考慮し、普通会計ベースで策定します。

なお、主な前提条件は次のとおりですが、現在の社会状況では経済成長による歳入の伸びを見込むのは難しいことから、概ね現状維持を基本に算定しています。

8-1

歳入

(1) 地方税

地方税については、現行税制度を基本とし、今後の経済情勢や人口の見通しを踏まえ、過大に見積もる事のないよう考慮し、過去の実績等の同額程度を見込んで算定しています。

(2) 地方譲与税・各種交付金

過去の実績等を踏まえ、同額推移を見込んで算定しています。

(3) 地方交付税

普通交付税については、現行の制度に基づき、合併による普通交付税の特例により算定し、合併特例債等各種の普通交付税措置を加味して算定しています。

(4) 使用料・手数料

過去の実績等を踏まえ、同額推移を見込んで算定しています。

(5) 分担金・負担金

過去の実績等を踏まえ、同額推移を見込んで算定しています。

(6) 国庫支出金・県支出金

合併による建設事業に伴う補助金等の増加が見込まれる一方、今後全般的には国県補助金とも縮減が予想されることから、過去の実績等を基本に算定しています。ただし、合併にかかる財政支援（合併市町村補助金・合併支援特別交付金）を含めて算定しています。

(7) 地方債

地方債については、新町建設計画における主要事業の実施・推進のため、交付税措置において有利な合併特例債、過疎対策事業債等の起債を活用するとともに、臨時財政対策債についても含めて算定しています。

8-2**歳 出****(1) 人件費**

人件費については、合併後の退職者の補充を抑制することによる職員の人件費削減と、合併に伴う特別職や議員数の減少を考慮して算定しています。

(2) 扶助費

過去の実績のほか、少子高齢化への対応等を見込んで算定しています。

(3) 公債費

合併までの地方債償還額及び合併後の新町建設計画における主要事業の実施にかかる合併特例債、通常地方債にかかる償還見込み額を見込んで算定しています。

(4) 物件費

過去の実績等を参考にするとともに、合併に伴う管理部門の合理化、合併効果を勘案して算定しています。

(5) 補助費等

過去の実績等により算定し、さらに行政改革や調整方針等による補助金の見直しについても見込んで算定しています。

(6) 繰出金

過去の実績等により、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計、並びに簡易水道事業特別会計への繰出金を見込んで算定しています。

(7) 積立金

合併後の地域振興を目的とする「合併市町村振興基金」の積立を見込むとともに、財政調整基金等への積立を見込んで算定しています。

(8) 投資的経費（普通建設事業費）

普通建設事業費については、建設事業に対し確保可能な一般財源額に留意しつつ、計画的・効果的に実施される新町建設計画の普通建設事業を見込んで算定しています。

■歳入

区 分	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	平31
地 方 税	681	701	794	794	755	736	740	737	716	720	730	730	730	730	730
地方譲与税	100	135	61	59	55	53	53	49	50	46	45	45	45	45	45
各種交付金	175	171	153	140	133	137	131	111	113	110	120	125	125	125	125
地方交付税	3,624	3,539	3,635	3,792	3,928	4,175	4,209	4,158	4,134	4,060	3,951	3,705	3,527	3,349	3,171
分担金及び負担金	12	10	13	5	4	14	14	4	5	5	5	5	5	5	5
使用料及び手数料	123	122	119	112	94	88	84	86	90	85	85	85	85	85	85
国庫支出金	210	367	117	356	998	914	613	277	497	350	350	300	300	300	300
都道府県支出金	483	410	449	350	283	373	587	468	416	420	450	450	450	450	450
繰 入 金	252	154	187	256	189	49	250	43	8	100	80	80	100	400	500
諸収入・その他	412	623	605	580	607	531	497	532	503	500	500	500	500	500	500
地 方 債	1,627	1,140	966	1,006	800	956	1,102	962	958	1,521	756	655	590	1,075	995
歳 入 合 計	7,699	7,372	7,099	7,440	7,846	8,026	8,280	7,427	7,490	7,917	7,072	6,680	6,457	7,064	6,906

単位：百万円

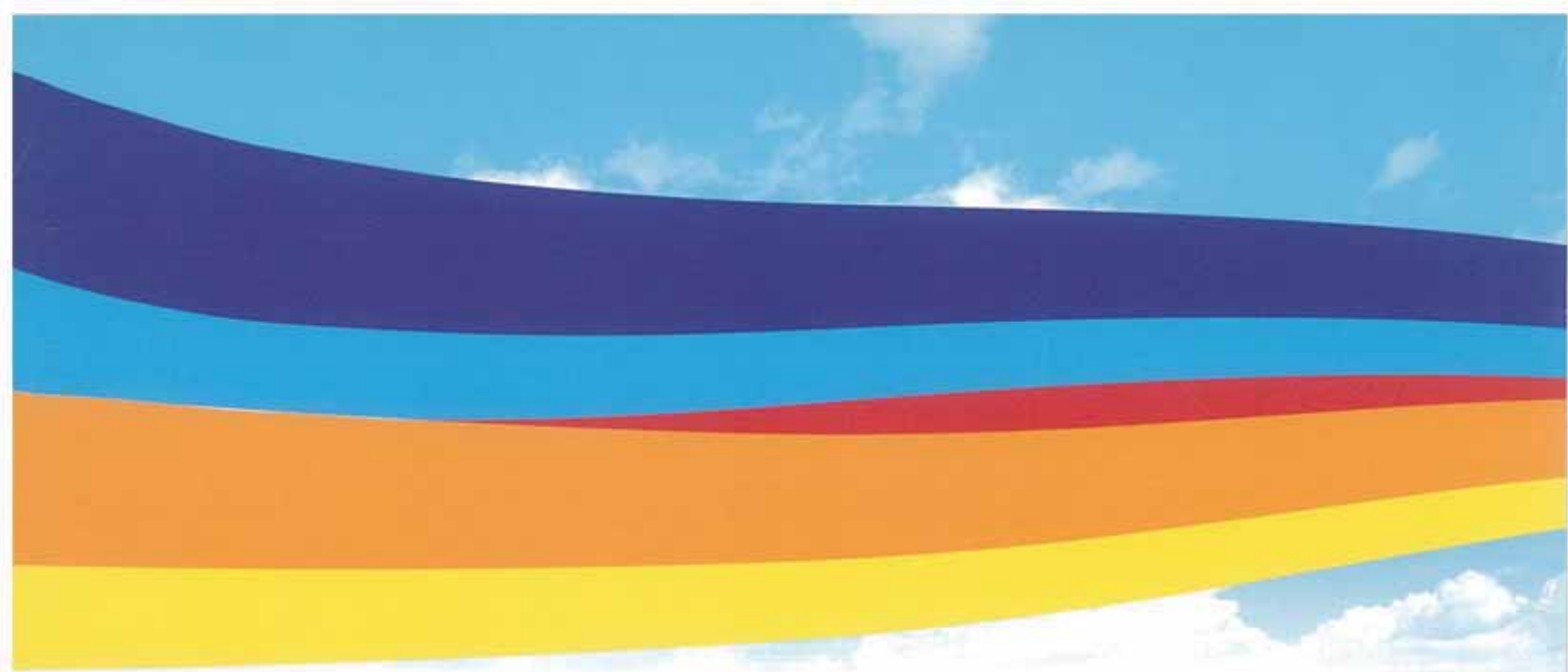
■歳出

区 分	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	平31
人 件 費	1,580	1,576	1,585	1,528	1,418	1,387	1,346	1,277	1,256	1,254	1,193	1,178	1,102	1,033	981
扶 助 費	244	255	262	280	330	413	447	453	493	500	503	503	503	503	503
公 債 費	1,203	1,210	1,253	1,314	1,229	1,220	1,219	1,156	1,136	1,126	1,144	1,150	1,107	1,133	1,180
物 件 費	709	596	614	651	684	630	717	661	772	740	750	750	750	750	750
維持補修費	57	61	55	68	73	83	77	86	111	98	98	98	98	98	98
補助費等	1,611	845	840	894	1,028	887	902	900	952	1,080	1,020	970	980	1,100	1,100
繰 出 金	600	640	757	654	684	718	733	857	766	788	780	790	790	790	790
積 立 金	303	523	293	441	858	882	435	499	621	550	400	300	200	100	100
投資・出資金・貸付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
投資的経費	936	1,273	1,155	1,227	1,181	1,461	2,053	1,162	1,393	1,781	1,184	941	927	1,551	1,404
歳 出 合 計	7,242	6,973	6,814	7,057	7,405	7,667	7,923	7,051	7,490	7,917	7,072	6,880	6,457	7,064	6,806

単位：百万円

用語解説一覧

-
- ※1 ユニバーサルデザイン (P18、27) 障がい者・高齢者・健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。
-
- ※2 セキュリティポリシー (P32) 情報システムなどで安全確保のための詳細な指針。
-
- ※3 スローライフ (P38) スピードや効率を重視した現代社会とは対照的に、ゆったりと、マイペースで人生を楽しもうというライフスタイル。
-
- ※4 地域通貨 (P41、48) 特定の地域内、あるいはコミュニティ内において限定的に流通する価値の媒体であり、しばしば現行の法定通貨(円)では表現することが困難な社会的価値、あるいはコミュニティ独自の価値を交換・流通させるために運用されるもの。(P28で記述している地域券もこれに類似する。)
-
- ※5 クラインガルテン (P42、47) 「小さな庭」の意で、簡易宿泊施設のある滞在型市民農園。1区画ごとに休憩や簡易宿泊が可能な小屋が設けられる。ドイツで19世紀前半に実施された失業救済事業の貸し農園が原型とされ、以後、都市住民の健康維持やレクリエーション、都市の緑化などを目的に普及・発展した。日本では1990年代初めから全国各地に誕生。
-
- ※6 ホビー農林業、ホビー漁業 (P42) 趣味、道楽で楽しむ農林業、漁業。
-
- ※7 スローフード (P44) 食生活を見直そうとする運動。伝統的な食材や料理を守り、質の良い食材を提供する小生産者を保護し、消費者に味の教育を行う。イタリアで始まった運動が世界的に広まった。また、運動を進める同名の非営利組織がある。スロー・フード運動
-
- ※8 バイオテクノロジー (P45) 生物を工学的見地から研究し、応用する技術。近年は特に、遺伝子組み換え・細胞融合などの技術を利用して品種改良を行い、医薬品・食糧などの生産や環境の浄化などに応用する技術をさす。生物工学。バイオ。
-
- ※9 グリーンツーリズム (P47) 都市住民が農山漁村に滞在し、地域の自然や文化、人々との交流を楽しむ余暇活動。
-
- ※10 クリエーター (P49、53) 創造的な仕事に携わる人。
※本文における「地域クリエイター」は専門的な知識や独創的な発想等をもって地域づくりに携わる人を称して使っている。
-
- ※11 コーディネーター (P54) 物事の調整・まとめ役。



編集・発行

大宮町・紀勢町・大内山村合併協議会

〒519-2703 三重県度会郡大宮町大字滝原1610番地1

TEL 0598-86-7030 FAX 0598-86-7031

<http://www.oko-gappei.jp/>

E-mail: okog-kyo@ma.mctv.ne.jp

